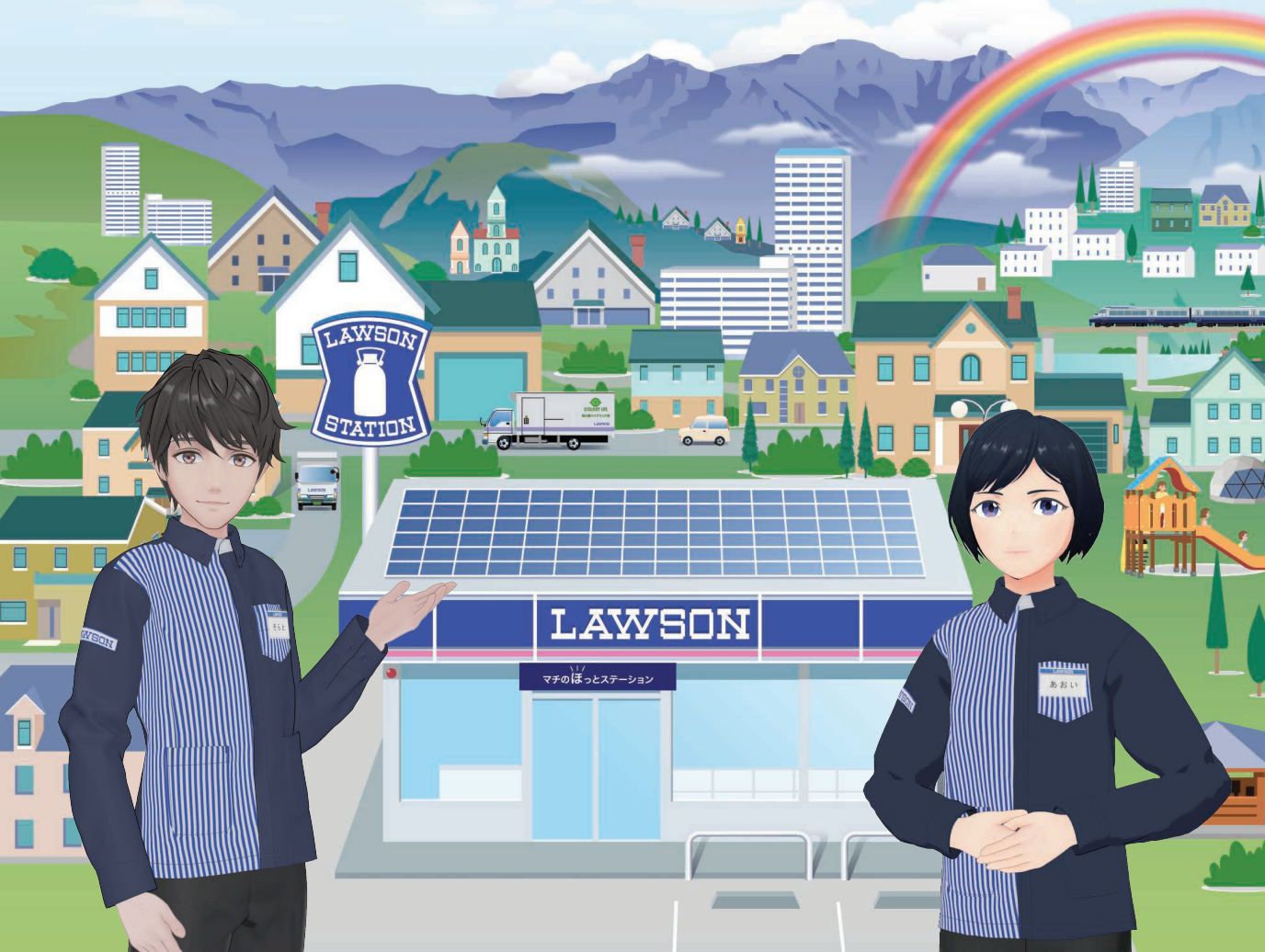


LAWSON

第48回

定時株主総会 招集ご通知

私たちは
“みんなと暮らすマチ”
を幸せにします。



【目次】

	(頁)
第48回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内・株主総会ライブ配信のご案内	3
【株主総会参考書類】	
議案及び参考事項	7
事業報告*	19
連結計算書類*	47
計算書類*	49
監査報告書*	51

*印の項目は、サマリー版招集通知の印刷対象外です。第48回定時株主総会招集ご通知に記載のウェブサイトからご確認ください。
また、その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）につきましては、監査報告書の後に記載しております。書面交付請求いただいた株主さまにも当該項目は印刷対象外です。第48回定時株主総会招集ご通知に記載のウェブサイトからご確認ください。

【インターネット上のウェブサイトでの開示について】

- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ①事業報告
 - ・ 会社の新株予約権等に関する事項
 - ・ 会計監査人の状況
 - ・ 会社の体制及び方針（業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容及び業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）
 - ②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
 - ③計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
- 決議の結果につきましては、当社ウェブサイトに掲載いたします。
ウェブサイト <https://www.lawson.co.jp/company/ir/index.html>
- 株主総会資料等の電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

【新型コロナウイルス感染防止への対応について】

- ・ 公的指針等に従い、会場にて感染対策に関するご制限・ご依頼を申し上げます場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ なお、今後株主総会の運営方法について変更等がある場合は、当社ウェブサイトにてご案内いたしますので、以下のウェブサイトをご確認ください。

<https://www.lawson.co.jp/company/ir/event/meeting/>

【株主総会資料等の電子提供制度に伴う対応について】

制度改正後はじめての株主総会のため、議決権を有する株主さまには、法令上送付が必要な簡易な招集通知（狭義の招集通知及び電子提供するウェブサイトのご案内）に加え、決議事項を記載した株主総会参考書類を添付したサマリー版招集通知を郵送いたしております。

なお、次年度以降は、基準日までに書面交付請求があった株主さまを除き、法令上送付が必要なアクセス通知のみを送付する予定です。

(証券コード 2651)

2023年5月2日

(電子提供措置の開始日 2023年4月26日)

株主の皆さまへ

東京都品川区大崎一丁目11番2号

株式会社ローソン

代表取締役 社長 竹増 貞信

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては株主総会の資料について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第48回定時株主総会招集ご通知」として株主総会資料等の電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.lawson.co.jp/company/ir/event/meeting/>



株主総会資料等の電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、下記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら、本招集通知に添付し、また上記ウェブサイトに掲載いたしました株主総会参考書類をご検討のうえ、次のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2023年5月23日（火曜日）午後5時45分までに議決権をご行使ください。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2023年5月23日（火曜日）午後5時45分までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年5月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールC
3. 目的事項
報告事項 第48期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びにその監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書用紙への賛否のご記入は不要です。
 - ◎議決権を代理で行使される場合は、代理人ご自身名義の議決権行使書用紙とともに、委任状等の代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください（代理人の資格は、定款の定めにより本総会の議決権を有する他の株主1名さまに限られます。）。
 - ◎株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございませんので、何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

株主総会当日ご出席されない場合は、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、インターネット又は郵送による議決権行使をお願い申し上げます。

インターネット



議決権行使ウェブサイトへアクセスのうえ、賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご確認ください▶

行使期限

2023年5月23日（火曜日）
午後5時45分入力分まで

郵送



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年5月23日（火曜日）
午後5時45分到着分まで

株主総会にご出席



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2023年5月24日（水曜日）
午前10時



■ 議決権行使書用紙のご記入方法

議案	賛	否
第1号議案	賛	否
第2号議案	賛	否
第3号議案	賛	否

（ただし）を無くす

（ログインID）
（仮パスワード）

株式会社ローソン

議案に対する賛否をご表示ください。

議案 賛成の場合：「賛」の欄に○印
反対の場合：「否」の欄に○印
一部の候補者に反対される場合：
「賛」の欄に○印をご表示のうえ、反対される候補者の番号を（ ）内にご記入ください。

インターネットによる議決権行使に必要な、「ログインID」と「仮パスワード」が記載されています。

※当日ご出席いただく場合は、インターネット又は議決権行使書用紙の郵送による議決権行使のお手続きは
いずれも不要です。

※賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱いについて

- インターネットと郵送等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効といたします。
- インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後にご行使くださった内容を有効といたします。

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について

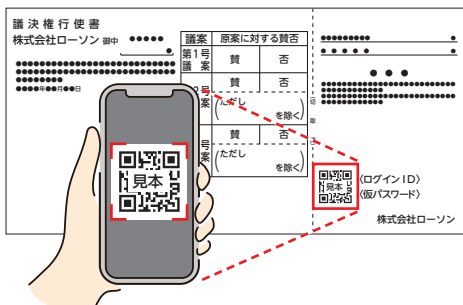
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダ接続料金、電話料金等）は、株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から、以下に記載の議決権行使ウェブサイトへアクセスのうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、午前2時から午前5時までの間は取り扱いを休止します。

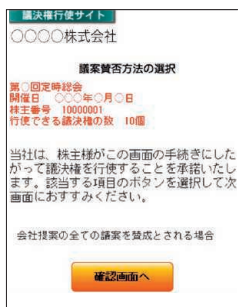
QRコードを読み取る方法

- 1 議決権行使書用紙の右下に記載された「QRコード」を読み取ってください。



※「QRコード読取」により議決権行使時のログインID・仮パスワードのご入力が不要になりました。

- 2 表示された画面上で、議案賛否方法を選択してください。



ログイン後は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスして、「次の画面へ」ボタン又は「株主総会に関するお手続き」ボタンからお進みください。

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>

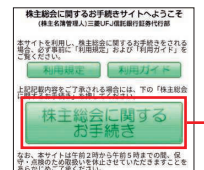


パソコンの場合



フリック

スマートフォンの場合



タップ

- 2 議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力し、ログインしてください。

パソコンの場合



②クリック

スマートフォンの場合



②タップ

お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027

受付時間
午前9時～午後9時

株主総会ライブ配信のご案内

当日の株主総会の様子を、ご自宅等からでも視聴できますように、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。

なお、会場の撮影はご出席の株主さまのプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席の株主さまが映り込んでしまう場合がございます。また、ご出席の株主さまがご発言された際の音声は配信されます。あらかじめご了承ください。

配信日時

2023年5月24日（水曜日）午前10：00～

※配信ページは9：30頃開設予定

■ ご視聴方法

お持ちのパソコン等から下記のURL又はQRコードからアクセスのうえ、株主さま専用の認証画面が表示されましたら、下記の株主ID及びパスワードをご入力ください。

配信用URL	https://lawson.kabunushi-soukai.jp
株主ID	株主番号（議決権行使書用紙に記載の株主番号8桁半角数字／ハイフン不要）
パスワード	郵便番号（株主さまご登録住所の郵便番号7桁半角数字／ハイフン不要）



QRコードは株式会社ローソンの登録商標です。

株主IDとパスワードについて

議決権行使書
株式会社ローソン 御中

議決権の数

株主番号

郵便番号

ローソン 太郎

XXXXXXXXXX

株式会社ローソン

ご注意

- 郵送により議決権を行使いただく場合は、投函される前に「株主番号」を必ずお手元にお控えください。
- 株主さまご登録住所は2023年2月28日時点のものとなります。

XXXX-XXXX-XXXX-XXX

中央の8桁が株主番号です。

パスワード
(=郵便番号7桁／ハイフン不要)

株主ID
(=株主番号8桁／ハイフン不要)

■ ご注意点

- (1) 本ライブ配信は、会社法上の議決権行使・動議・質問が可能なハイブリッド出席型バーチャル総会ではなく、ハイブリッド参加型のバーチャル総会のため、議決権行使・動議・質問等はできません。議決権行使につきましては、インターネット又は同封の議決権行使書の郵送等による議決権行使を期限内に実施ください。
- (2) 本ライブ配信をご覧いただけるのは、株主さまご本人に限定させていただきます。
- (3) 本ライブ配信の写真撮影・録音・録画行為及びSNS等での公開は固くお断りいたします。
- (4) 本ライブ配信へのアクセスに際して発生する費用（プロバイダ接続料金、電話料金等）は、株主さまのご負担となります。
- (5) 回線状況、配信設備、ご利用の機器、インターネットの接続環境等により、映像や音声に不具合が生じる、又はご視聴いただけない場合があります。なお、映像や音声に不具合が生じた場合も、復旧を待たずに議事を行います。

ライブ配信（視聴不具合等）
お問い合わせ先

Chorus Call Asia（コーラス コール アジア）株式会社 お問い合わせ窓口

TEL **050-5824-9201**

（2023年5月24日 午前9:30～株主総会終了まで。※通話料株主さまご負担）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、重要な経営指標として、ROE（連結自己資本当期純利益率）を掲げ、事業活動に取り組んでおります。また、当社グループの持続的な成長の過程において、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつも、安定的に1株当たり年間150円を下限としたうえで、連結配当性向50%を目標として配当金を支払うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記の方針に基づき、1株につき75円といたしたいと存じます。これにより、中間配当75円を加えた通期の配当金は、1株につき150円となります。

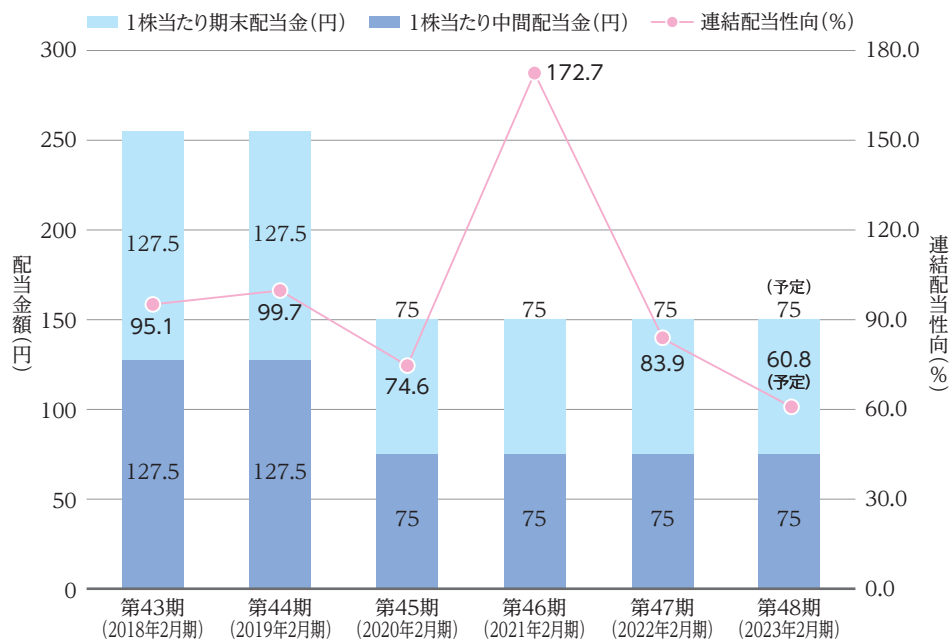
今後におきましても、引き続き株主の皆さまへの利益還元を重視してまいります。

なお、内部留保資金につきましては、新規出店、既存店舗の改装及び新規ビジネス等の必要な事業投資に充当し、企業価値の向上に努めてまいります。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金75円 総額 7,505,777,850円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2023年5月25日（木曜日）

【ご参考：配当金と連結配当性向等の推移】



	第43期	第44期	第45期	第46期	第47期	第48期 (当期)
1株当たり 中間配当金	127円50銭	127円50銭	75円	75円	75円	75円
1株当たり 期末配当金	127円50銭	127円50銭	75円	75円	75円	(予定) 75円
1株当たり 年間配当金	255円	255円	150円	150円	150円	(予定) 150円
1株当たり 連結当期純利益	268円16銭	255円71銭	200円95銭	86円84銭	178円87銭	246円70銭
連結配当性向	95.1%	99.7%	74.6%	172.7%	83.9%	(予定) 60.8%
R O E	9.7%	9.3%	7.3%	3.2%	6.6%	8.9%

(注) 連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除して算出しております。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本總會終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

当社は、従前から、経営の透明性・公正性の確保に努めており、独立役員を取締役の3分の1以上選任することといたしております。当議案が承認可決された場合の株主総会後の当社の取締役は5名であり、そのうち社外取締役は2名であります。また、社外取締役2名はいずれも独立役員であります。従いまして、引き続き、独立役員を取締役の3分の1以上とする取締役の選任をお諮りするものであります。

取締役候補者は下表のとおりであります。略歴等は10ページから14ページをご参照ください。

なお、当社取締役会が取締役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続き等につきましては、18ページをご参照ください。

候補者 番号	氏名	当社における地位等		取締役会 出席率
1	たけ ます さだ のぶ 竹 増 貞 信	代表取締役 社長	再任	100%
2	いと なが まさ ゆき 糸 長 雅 之	取締役 常務執行役員	再任	100%
3	いわ むら み き 岩 村 水 樹	取締役	再任 社外 独立	91.7%
4	すず き さと こ 鈴 木 智 子	取締役	再任 社外 独立	100%
5	きく ち きよ たか 菊 地 清 貴	取締役	再任	100%

(注) 1. 岩村水樹氏の戸籍上の氏名は奥水樹であります。

2. 当社における地位等につきましては、2023年4月19日現在のものを記載しております。

候補者
番号

1



たけ ます さだ のぶ
竹 増 貞 信
(1969年8月12日生)

再任

■所有する当社の株式の数
11,100株

■取締役会への出席状況
12回/12回 (100%)

■在籍年数
9年 (本総会最終時)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1993年4月 三菱商事株式会社 入社
2010年6月 同社 総務部兼経営企画部長業務秘書
2014年5月 当社 代表取締役副社長兼法人営業本部長兼ローソンマート担当
2016年3月 当社 代表取締役副社長兼コーポレート統括兼成城石井・NL・LS100事業管掌兼海外事業管掌兼エンタテイメント・サービス事業管掌兼開発本部長
2016年6月 当社 代表取締役社長COO
2017年3月 当社 代表取締役社長兼マーケティング本部長
2017年9月 当社 代表取締役社長兼CHO兼エンタテイメント事業本部長
2019年2月 当社 代表取締役社長兼CHO兼マーケティング本部長
2019年3月 当社 代表取締役社長兼CHO兼マーケティング戦略本部長
2020年3月 当社 代表取締役社長兼CHO
2021年3月 当社 代表取締役社長兼CSO (現任)

取締役候補者とした理由

竹増貞信氏は、当社の代表取締役社長兼CSOとして、国内コンビニエンスストア事業を中心とした当社グループ全般を牽引するとともに、企業価値の向上及び持続可能な企業経営の実現に貢献しており、引き続き同氏の経験等を当社の経営及び監督に生かしたく、取締役候補者いたしました。

候補者と当社との特別利害関係等

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者
番号

2



いと なが まさ ゆき
糸 長 雅 之

(1967年2月7日生)

再任

■所有する当社の株式の数
0株

■取締役会への出席状況
10回/10回 (100%)

■在籍年数
1年 (本総会最終時)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1990年4月 三菱商事株式会社 入社
- 1995年3月 同社 国際金融部貿易金融チーム
- 1997年8月 同社 関西支社経理部
- 2000年12月 在タイ国 Bridgestone Sales (Thailand) Ltd出向
Financial & Administrative Director
- 2006年1月 三菱商事株式会社 生活産業グループ管理部
食品チームリーダー
- 2012年4月 在英国 Princes Limited出向
Group Corporate Control Director
- 2016年3月 三菱商事株式会社 金属グループ管理部 部長代行
- 2018年3月 三菱商事フィナンシャルサービス株式会社代表取締役
社長執行役員
- 2022年4月 当社 管理本部付
- 2022年5月 当社 取締役上級執行役員CFO
- 2023年3月 当社 取締役常務執行役員CFO (現任)

取締役候補者とした理由

糸長雅之氏は、当社の取締役常務執行役員CFOとして、当社の財務経理、事業リスクマネジメント、IR (投資家向け広報)、購買管理を担っており、引き続き同氏の経験等を当社経営及び監督に生かしたく、取締役候補者いたしました。

候補者と当社との特別利害関係等

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。



いわむらみき
岩村水樹

(1965年10月24日生)

再任

社外

独立

■所有する当社の株式の数
1,000株

■取締役会への出席状況
11回/12回 (91.7%)

■在籍年数
5年 (本総会終結時)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1988年4月 株式会社電通 (現:株式会社電通グループ) 入社
- 1995年10月 ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社 入社
- 2001年10月 日本大学法学部准教授 (経営戦略・マーケティング戦略)
- 2003年7月 リシュモンジャパン株式会社 mimisoNYブランド CEO
- 2007年7月 グーグル株式会社 (現:グーグル合同会社) 執行役員 CMO (Chief Marketing Officer)
- 2015年5月 同社 専務執行役員CMO兼マネージングディレクター アジア太平洋地域ブランド&マーケティング
- 2018年5月 当社 社外取締役 (現任)
- 2019年5月 グーグル合同会社 バイスプレジデント アジア太平洋・日本地区 マーケティング (現任)
- 2021年4月 東京大学 非常勤理事 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

岩村水樹氏は、グーグル合同会社のバイスプレジデント アジア太平洋・日本地区 マーケティングとして、同社の業務執行を通じて、デジタル・ビッグデータを活用した経営、マーケティング及びブランドの強化などに関する深い知見を有するとともに、働き方改革や女性活躍推進に関する積極的な提言と情報発信をされており、現に取締役会等において、当社経営に対する積極的な意見及び提言をいただいていることから、引き続き同氏の経験等を当社経営の監督に生かしたく、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は非業務執行取締役及び非常勤社外監査役のみで構成される指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。また、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

候補者と当社との特別利害関係等

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
岩村水樹氏の戸籍上の氏名は奥水樹であります。

候補者
番号

4



すず き さと こ
鈴木 智子

(1977年11月17日生)



■所有する当社の株式の数
300株

■取締役会への出席状況
12回/12回 (100%)

■在籍年数
3年 (本総会最終時)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年4月 日本ロレアル株式会社 入社
2006年9月 株式会社ボストンコンサルティンググループ 入社
2011年9月 京都大学大学院 経営管理研究部 講師
2016年4月 京都大学大学院 経営管理研究部 准教授
2017年4月 一橋大学大学院 経営管理研究科国際企業戦略専攻 准教授 (現任)
2020年5月 当社 社外取締役 (現任)
2022年6月 スタンレー電気株式会社 社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

鈴木智子氏は、学識者として消費者行動、マーケティング、ブランド・マネジメント等に関する豊富な知見を有するとともに、「おもてなし経営」や「サービス産業のグローバル化」などに関連する、官民の委員会等の委員を歴任、多数の論文・学会発表や受賞歴があり、現に取締役会等において、当社経営に対する積極的な意見及び提言をいただいていることから、引き続き同氏の経験等を当社経営の監督に生かしたく、社外取締役候補者いたしました。

なお、同氏は非業務執行取締役及び非常勤社外監査役のみで構成される指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。また、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

候補者と当社との特別利害関係等

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。



きくち きよたか
菊地清貴

(1966年11月19日生)

再任

- 所有する当社の株式の数
0株
- 取締役会への出席状況
12回/12回 (100%)
- 在籍年数
2年 (本総会終結時)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月 三菱商事株式会社 入社
2009年6月 伊藤ハム株式会社 出向 取締役執行役員
2013年2月 三菱商事株式会社 生活産業グループCEOオフィス
2014年4月 同社 リテイル本部 食品リテイル部長
2015年10月 同社 生活原料本部 副本部長
2016年4月 同社 生鮮品本部長
2017年4月 同社 生活産業グループCEOオフィス室長
2019年4月 同社 コンシューマー産業グループCEOオフィス室長
2020年4月 同社 執行役員
2021年4月 同社 常務執行役員 コンシューマー産業グループCEO
兼リテイル本部長
2021年5月 当社 取締役 (現任)
2023年4月 三菱商事株式会社 常務執行役員 コンシューマー産業
グループCEO (現任)

取締役候補者とした理由

菊地清貴氏は、当社の親会社である三菱商事株式会社における業務及び食肉加工メーカーへの出向等も通じて、食品業界を中心としたコンシューマー産業分野に関する深い知見を有しており、現に取締役会等において、当社経営に対する積極的な意見及び提言をいただいていることから、引き続き同氏の経験等を当社経営の監督に生かしたく、取締役候補者となりました。

なお、同氏は非業務執行取締役及び非常勤社外監査役のみで構成される指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。

候補者と当社との特別利害関係等

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 当社は、現行定款第24条に基づき、岩村水樹、鈴木智子及び菊地清貴の各氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任に関し、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその責任の原因となった職務遂行について、善意でかつ重大な過失がない場合に限り、法令に定める金額の合計額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。
2. 当社は、取締役及び監査役全員と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。
3. 当社は、取締役及び監査役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、争訟費用等の損害について補填対象とするものであります。なお、各候補者が取締役を選任され就任した場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
4. 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況につきましては、2023年4月19日現在のものを記載しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役辻山栄子及び五味祐子の両氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、当社取締役会が監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続き等につきましては、18ページをご参照ください。

候補者
番号

1



ご み ゆう こ
五 味 祐 子

(1972年3月28日生)

再任

社外

独立

■所有する当社の株式の数
300株

■取締役会への出席状況
12回/12回 (100%)

■監査役会への出席状況
16回/16回 (100%)

■在籍年数
4年 (本総会終結時)

略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1999年4月 弁護士登録・国広総合法律事務所入所
- 2012年1月 国広総合法律事務所 パートナー (現任)
- 2012年7月 一般財団法人生産技術研究奨励会 評議員 (現任)
- 2013年9月 内閣府大臣官房総務課法令遵守対応室 法令参与 (非常勤・現任)
- 2018年6月 日本瓦斯株式会社 社外監査役 (2023年6月退任予定)
- 2019年5月 当社 社外監査役 (現任)
- 2019年6月 アルプスアルパイン株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任)
- 2022年8月 海上保安庁 情報セキュリティアドバイザー (現任)

社外監査役候補者とした理由

五味祐子氏は、弁護士としての法的視点及び幅広い見識から企業法務の分野を中心に法令及びリスク管理等に係る豊富な業務経験を有しており、現に取締役の職務執行等に対する適切な監査を行っていることから、引き続き監査役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、社外監査役候補者いたしました。

なお、同氏は非業務執行取締役及び非常勤社外監査役のみで構成される指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。また、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

候補者と当社との特別利害関係等

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。



みや た ゆう こ
宮 田 裕 子

(1964年8月1日生)



■所有する当社の株式の数
0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1989年4月 日本リーバ株式会社（現：ユニリーバ・ジャパン株式会社）入社
1993年3月 同社 マーケティング部 ブランドマネジャー
2000年1月 同社 人事部人材開発ディレクター
2004年5月 Unilever PLC（ユニリーバ英国本社）出向 人事戦略本部
2005年7月 ユニリーバ・ジャパン株式会社 取締役人事総務本部長
2013年5月 バイエルホールディング株式会社 執行役員人事本部長
2021年1月 人事コンサルタント（個人事業主）（現任）
2023年5月 株式会社竹内製作所 社外取締役（監査等委員）（就任予定）

社外監査役候補者とした理由

宮田裕子氏は、米国や英国での海外勤務を含めグローバルな経験を有する人材であり、ユニリーバ・ジャパン株式会社の取締役人事総務本部長やバイエルホールディング株式会社の執行役員人事本部長を歴任するなど、グローバルな企業において、幅広い人事・労務業務の経験を有しております。さらに、事業全般の意思決定、ガバナンス、コンプライアンスに関する知見を相当程度有しており、同氏の経験等を当社の監査及び監督に生かしていただきたいため、社外監査役候補者としたしました。

なお、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

候補者と当社との特別利害関係等

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

宮田裕子氏の戸籍上の氏名は矢嶋裕子であります。

- (注) 1. 当社は、現行定款第32条に基づき、五味祐子氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任に関し、社外監査役がその責任の原因となった職務遂行について、善意でかつ重大な過失がない場合に限り、法令に定める金額の合計額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。また、当社は宮田裕子氏が監査役に選任され就任した場合には同氏との間におきましても、同様の契約を新たに締結する予定であります。
2. 当社は、取締役及び監査役全員と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。また、当社は宮田裕子氏が監査役に選任され就任した場合には同氏との間におきましても、同様の契約を新たに締結する予定であります。
3. 当社は、取締役及び監査役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、争訟費用等の損害について補填対象とするものであります。なお、各候補者が監査役に選任され就任した場合には、いずれの監査役も当該保険契約の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
4. 略歴、地位及び重要な兼職の状況につきましては、2023年4月19日現在のものを記載しております。

【ご参考】第2・3号議案が承認されたのちの経営体制（予定）

氏名	役職	新任・再任の別	性別	独立社外役員	指名・報酬諮問委員会	在任年数(年)	主な経歴及び専門性						
							企業経営	財務/会計	法務/コンプライアンス・リスク	マーケティング	IT・DX	グローバル経験	小売又はフランチャイズビジネス
竹増 貞信	代表取締役社長	再任	男性			9	●			●	●	●	●
糸長 雅之	取締役常務執行役員	再任	男性			1	●	●				●	
岩村 水樹	取締役	再任	女性	○	○	5	●			●	●	●	
鈴木 智子	取締役	再任	女性	○	○	3				●		●	●
菊地 清貴	取締役	再任	男性		○	2	●		●			●	●
今川 秀一	常勤監査役	-	男性			3			●	●			●
宮崎 純	常勤監査役	-	男性			2			●	●			●
五味 祐子	監査役	再任	女性	○	○	4			●				
吉田 恵子	監査役	-	女性	○	○	3		●					
宮田 裕子	監査役	新任	女性	○	○	0	●		●	●		●	

(注) 役付取締役及び指名・報酬諮問委員会委員は本総会後の取締役会にて、常勤監査役は本総会後の監査役会にて決定予定となります。

以上

【ご参考】取締役会が取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続等

当社では、取締役及び監査役候補者を選任する際の基準として、「役員選任基準」を設けております。また、取締役会全体として多様性を確保し、適切な意思決定と監督が行えるよう、異なる専門性・経験等を持つ者を取締役候補者として選任しております。さらに、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に加え、当社独自の「独立性に関する判断基準」を設け、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員を複数名選任し、経営の透明性・公正性の確保に努めております。

また、取締役候補者、代表取締役候補者及び役職を取締役会に答申する諮問機関として、「指名・報酬諮問委員会」を任意で設置しております。同委員会のメンバーは6名全員が非業務執行取締役又は非常勤社外監査役で、うち5名が独立役員で構成しており、高い独立性のもと、取締役候補者、代表取締役候補者及び役職を取締役会に答申する体制としております。取締役及び代表取締役が、就任後、企業価値を著しく毀損する行為を行った場合や役員選任基準を満たさなくなった場合には、同委員会での諮問を経たうえで、解任等について検討します。

なお、監査役候補者につきましては、監査職務に必要となる財務・会計・リスク管理・法律等の知見と専門性を有する者を、監査役会の同意を得て監査役候補者としています。

1. 役員選任基準

- (1) 「私たちは“みんなと暮らすマチ”を幸せにします。」という当社グループ理念に深く共感できること
- (2) 当社グループの持続的成長及び企業価値の向上に資する能力を有していること
- (3) 職務遂行上、心身ともに健康に支障がないこと
- (4) 人望、品格、高い倫理観を有し、遵法精神に富んでいること
- (5) 客観的な判断能力を有するとともに、先見性、洞察力に優れていること
- (6) 企業経営、専門分野などにおける豊富な実績と識見を有していること
- (7) 職務遂行を行うための十分な時間を確保できること
- (8) 会社法に定める欠格事由に該当しないこと
- (9) 独立役員については、当社が定める「独立性に関する判断基準」に抵触しないこと

2. 独立性に関する判断基準

当社は、株式会社東京証券取引所が定める「独立性基準」とは別に、当社独自の「独立性に関する判断基準」を設けており、いずれの基準にも抵触しない社外取締役又は社外監査役を、独立役員として指定しております。

- (1) 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者
当社グループに対し商品又はサービスを提供している取引先グループであって、直前事業年度における当社グループへの当該取引先グループの取引額が当該取引先グループの連結売上高の2%以上の場合
- (2) 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
当社グループが商品又はサービスを提供している取引先グループであって、直前事業年度における当社グループの当該取引先グループへの取引額が当社グループの連結売上高（営業総収入）の2%以上の場合
- (3) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
当社グループから役員報酬以外に金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家であって、過去2年間において、当社グループから年間5百万円以上の報酬を得ている者
- (4) 当社の主要株主（当該主要株主が法人である場合は、当該法人の業務執行者）
- (5) （近親者が）当社グループの業務執行者
- (6) （近親者が）当社グループの非業務執行取締役又は会計参与（独立役員が社外監査役の場合）
- (7) 再任時において、通算の在任期間が社外取締役においては8年、社外監査役においては12年を超える者。
なお、上記のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有する者と取締役会が判断した場合には、当該人物を独立性のある社外役員候補者として選定することができる。その場合には、社外役員選任時にその理由を説明、開示する。

以上

事業報告

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

1. 当期の事業の概況

(1) 事業の経過及びその成果

当期におきましては、徹底した新型コロナウイルス感染対策とニューノーマルにおける需要への対応をグループ一丸となって推進してまいりました。具体的には、当社創立50周年に当たる2025年に向けて策定した「Challenge 2025」を実現すべく、2020年9月に立ち上げたローソングループ大変革実行委員会のもと、事業環境の変化に合わせ、国内コンビニエンスストア事業では店舗改装や商品刷新を行うとともに、ローソングループ全体で持続的な成長に向けた中長期課題の解決、新たな収益機会の獲得及び働きがいの向上などに取り組みました。また、2022年度は実行の年として「地域密着×個客・個店主義」を戦略コンセプトに掲げ、北海道、近畿で先行してエリアカンパニー制を導入しました。エリアカンパニーにおきましては、本社とエリアのそれぞれの役割と裁量を見直し、より現場への権限・裁量を付与して迅速な意思決定、仮説・検証サイクルの高速化に取り組みました。

これらの結果、当期の連結業績は、営業総収入9,886億21百万円（前期比41.6%増）、営業利益550億56百万円（同16.9%増）、経常利益534億53百万円（同12.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益246億89百万円（同37.9%増）となりました。

当連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、前期比較は、当該会計基準等の適用前の前連結会計年度の数値を用いております。収益認識会計基準等の適用が業績に与える影響の詳細につきましては、「連結注記表（会計方針の変更に関する注記）」に記載しております。

また、2022年度内部統制システムの整備の基本方針に基づき、当社グループ全体の内部統制の充実と事業リスクへの対応にも注力してまいりました。今後ともより一層、内部統制の充実を図ってまいります。

セグメントの業績は次のとおりです。

(国内コンビニエンスストア事業)

当期におきましては、2022年3月のまん延防止等重点措置の解除以降、新型コロナウイルスの感染拡大の波を繰り返しながらも人流は総じて増加傾向となりました。

事業環境が大きく変化中、お客さまの生活スタイルの変化に対応し、冷凍食品や日用品などの日常使いの商品を拡充するとともに、よりお客さまの需要にお応えできるよう、個々の店舗の特性・状況に見合った店舗改装を進めてまいりました。当期に2,985店舗の改装を完了した結果、2023年2月末日現在の改装店舗は前年度からの累計で7,290店舗となりました。店舗改装と併せて進めていた店内調理サービス「まちかど厨房」の導入は、2023年2月末日現在9,191店舗に拡大しました。加えて、2022年5月からローソン店舗への「無印良品」の本格導入を開始し、2023年2月末日現在の導入店舗数は前年度の先行導入店を含め9,621店舗となりました。

営業面では、創立50周年を迎える2025年に向けて、2022年6月から「新・マチのほっとステーション」を実現するためのプロジェクト「ハッピー・ローソン・プロジェクト！（ハピロー！）」を開始し、すべてのお客さまから支持されるローソンを目指し、「圧倒的な美味しさ」「人への優しさ」「地球（マチ）への優しさ」の3つの約束を実現するための施策を推進しております。

ローソンならではのおいしくかつ健康を意識した商品の魅力を一層強化することに加えて、店舗における心のこもった接客の徹底をしております。また、食品ロスやプラスチック使用量及びCO₂排出量の削減といった地球環境に配慮した取り組みを継続しております。

【店舗運営の状況】

店舗運営につきましては、引き続き3つの徹底（①心のこもった接客、②マチのニーズに合った品揃えの徹底、③お店とマチをきれいにする）の強化に努めてまいりました。お客さまの生活と価値観の変化に対応する商品の品揃えを拡充し、お客さまのニーズにお応えして売上向上に努めるとともに、店舗オペレーションの効率化や廃棄ロス・水道光熱費の抑制など、加盟店利益の向上に向けた取り組みを継続しております。

【商品及びサービスの状況】

お客さまの日常生活をサポートする取り組みとして、店舗改装とともに取り組んできた品揃えの拡充により冷凍食品やカウンターファストフード、店内調理サービス「まちかど厨房」などの売上が伸びました。冷凍食品は、素材や惣菜などのストックニーズに対応した商品や冷凍デザートなどの新機軸のメニュー、カウンターファストフードは「からあげくん」の新フレーバーや「ソースin」シリーズ、たんぱく質の摂取を訴求した「たんチキ」などが好調に推移しました。「まちかど厨房」は、「海鮮かき揚げ丼」などの定番商品のほか、2022年10月以降に発売した惣菜やセパレートタイプの弁当が好調に推移しました。

また、定番商品の品揃え強化や販促施策により、米飯はおにぎりや「これが弁当」シリーズ、日配食品は惣菜が好調に推移しました。加えて、「生カスタードシュークリーム」「濃密カヌレ」などのデザートの新商品が売上に寄与しました。導入拡大中の「無印良品」の商品は、化粧品や焼菓子などが好調に推移しました。

「Uber Eats（ウーバーイーツ）」を含む4社のフードデリバリーサービスの導入店舗数は2023年2月末日現在で46都道府県の3,558店舗となりました。なお、「Uber Eats」では、OTC医薬品の取り扱いを17都道府県の91店舗で実施しております。

【国内コンビニエンスストア事業の商品別チェーン全店売上高】

商品別	売上高	構成比	前期比
加工食品	1,229,474 百万円	53.5 %	103.2 %
ファストフード	517,272	22.5	107.7
日配食品	352,081	15.3	102.4
非食品	200,690	8.7	101.8
合計	2,299,518	100.0	104.0

[店舗開発の状況]

出店につきましては、収益性を重視した店舗開発を継続しております。

当期における「ローソン」「ナチュラルローソン」「ローソンストア100」の国内の出店数は228店舗、閉店数は253店舗となり、2023年2月末日現在の国内総店舗数は14,631店舗となりました^{*1}。

高齢化や健康意識の高まりなどに対応したコンビニエンスストアモデル構築への取り組みとして、調剤薬局、ドラッグストアチェーンとの提携により、一般用医薬品や調剤薬品を取り扱うとともに、通常のローソンよりも化粧品、日用品などの品揃えを増やしたヘルスケア強化型店舗を継続して展開しております。このヘルスケア強化型店舗も含めた一般用医薬品の取扱店舗数は、2023年2月末日現在で298店舗（うち、調剤薬局併設型店舗数は51店舗）となりました。また、介護拠点併設型店舗数は、2023年2月末日現在で20店舗となりました。さらに、病院内コンビニエンスストアとして、コンビニエンスストアの標準的な商品やサービスに加え、医療衛生・介護関連用品などの品揃えを強化した「ホスピタルローソン」の展開は、2023年2月末日現在で345店舗となりました。引き続き、これまで培った病院内コンビニエンスストアのノウハウを生かし、病院に関わるあらゆる人々の生活をサポートしてまいります。

美しく健康で快適なライフスタイルを身近でサポートするお店として、お客さまに支持されている「ナチュラルローソン」は、体に優しい素材を使った食品や環境に配慮した洗剤や化粧品などを厳選し、「ナチュラルローソン」にしかないこだわりと価値のある商品を取り揃えております。また、「ローソンストア100」は、鮮度にこだわった安心・安全で良質な野菜や果物と日常生活に密着した商品を取り揃え、「献立応援コンビニ」として、毎日の食生活を応援しており、単身者・主婦を中心に、お子さまから高齢の方まで幅広いお客さまにご利用いただいております。2023年2月末日現在で「ナチュラルローソン」の店舗数は131店舗、「ローソンストア100」の店舗数は661店舗となりました。

^{*1} 出店数、閉店数、国内総店舗数には、当社の運営する店舗のほか、持分法適用関連会社である株式会社ローソン高知、株式会社ローソン南九州、株式会社ローソン沖縄の運営する店舗を含めております。

[国内店舗数の推移]

	2022年2月28日 現在の総店舗数	期中増減	2023年2月28日 現在の総店舗数
ロ ー ソ ン	13,851 ^店	△12 ^店	13,839 ^店
ナ チ ュ ラ ル ロ ー ソ ン	136	△5	131
ロ ー ソ ン ス ト ア 100	669	△8	661
合 計	14,656	△25	14,631

これらの結果、国内コンビニエンスストア事業の営業総収入は6,913億63百万円（前期比62.8%増）、セグメント利益は390億1百万円（同37.3%増）となりました。

(成城石井事業)

株式会社成城石井は経営理念「食にこだわり、豊かな社会を創造する。」のもと、こだわりのある独自性の高い食品をお客さまに提供しております。路面、駅ビル、商業施設などに、多様な店舗フォーマットを展開し、高い商品開発力を生かしたオリジナル商品、自家製商品などで「成城石井」ブランドをお客さまにお届けしております。2023年2月末日現在の株式会社成城石井の直営店舗数は175店舗となりました。上期は前年同期のコロナ禍における巣ごもり需要の取り込みの反動により、路面大型店を中心に青果・精肉・鮮魚などの生鮮食品やグロスアリー、菓子の売上が伸び悩みましたが、下期は各種施策の展開や広報活動の強化などにより、自社のセントラルキッチンで製造している自家製惣菜を中心に売上が堅調に推移しました。2022年7月には新たなセントラルキッチンの操業開始により製造能力が従前の約2倍となり、自家製商品の開発強化や自社製造比率の向上に取り組んでおります。なお、株式会社成城石井は、2022年9月9日に行った東京証券取引所への株式上場申請につきまして、株式市場の動向などを総合的に勘案した結果、2022年12月16日に上場申請を取り下げました。今後も、情報発信型製造小売業として、価値ある商品の持続的な開発や、魅力ある販促・広報活動を推進し、株式会社成城石井のブランド力の向上に努めてまいります。

これらの結果、成城石井事業の営業総収入は1,095億41百万円（前期比0.8%増）、セグメント利益は111億89百万円（同0.5%減）となりました。

(エンタテインメント関連事業)

株式会社ローソンエンタテインメントにつきましては、チケット事業におきまして、3年ぶりの行動制限のない状況の中、コンサートなどの開催が活況となりました。このような状況下で需要を取り込むべく、各ジャンルで案件獲得に注力した結果、通期でチケットの取扱高はコロナ禍前の2019年度を上回る水準に回復しました。また、音楽・映像ソフトの専門店「HMV」などの店舗における物販事業も、前期比で伸長しました。一方、EC事業は巣ごもり需要の一巡により売上は減少しましたが、エンタメグッズ・コスメなど商材領域の拡大に取り組んでおります。なお、「HMV」を中心に、書籍・CD・DVDなどを販売する複合店「HMV&BOOKS」やレコード専門店「HMV record shop」を含め、2023年2月末日現在の店舗数は55店舗となりました。

シネコン事業を行うユナイテッド・シネマ株式会社につきましては、通期で動員客数が増加しました。会員へのクーポン配布をはじめとした集客施策やデジタル広告の販売などを強化したことにより売上が増加しました。2023年2月末日現在、全国44劇場、399スクリーンを展開しております。

これらの結果、エンタテインメント関連事業の営業総収入は721億67百万円（前期比14.6%増）、セグメント利益は39億63百万円（同74.2%増）となりました。

(金融関連事業)

金融関連事業につきましては、株式会社ローソン銀行のATMネットワークやATMの基盤を活用した新しいサービスの拡充に努めてまいりました。2023年2月末日現在、全国のATM設置台数は13,519台、1日1台当たりのATM平均利用件数は52.6件、提携金融機関数は全国で384金融機関となりました。また「スマホATM (QR入出金)^{*2}」の提携先は7社、「即時口座決済サービス^{*3}」の提携先は23社 (金融機関18行、サービス事業者5社)、海外送金専用カードの提携先は7社となりました。現金を入出金する従来の需要に加え、キャッシュレス決済サービスへのチャージ取引などがATM利用件数の増加に寄与しております。

株式会社ローソン銀行が発行するクレジットカード「ローソンPontaプラス」につきましては、各種キャンペーンの実施やローソン店頭での獲得を強化することにより、会員数の拡大に継続して取り組んでおります。

*2 スマートフォンのアプリを用いてATMでカードを使わずに入出金、カードローンの借入れ、返済ができるサービスです。「スマホATM」は株式会社セブン銀行の登録商標です。

*3 ATMネットワークを活用して金融機関口座からスマートフォンなどの決済アプリにチャージできるサービスです。

これらの結果、金融関連事業の営業総収入は344億86百万円 (前期比2.6%増)、セグメント利益は38億82百万円 (同31.1%増) となりました。

(海外事業)

海外事業につきましては、中国、タイ、インドネシア、フィリピン、米国ハワイ州におきまして、各地域の運営会社が「ローソン」店舗を展開しております。

中国につきましては、2023年2月末日現在の店舗数が5,620店舗と前期末比で1,060店舗の純増となりました。当社子会社による出店に加え、各都市における地場小売企業とのメガフランチャイズ契約による出店や、パートナー企業が本部機能を持ち指定エリアにおける運営開発全般を担うエリアライセンス契約による出店などを進め、出店エリアと店舗数の拡大を加速しており、2022年7月に店舗数は日系コンビニエンスストアとして初めて5,000店舗を超えました。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて2022年4月以降、中国全土で大規模な行動規制が実施され、上海市全域でのロックダウンにより華東地区では約半数の店舗が休業になるなどの影響を受けました。2022年6月のロックダウン解除後にはほぼ全店で営業を再開できたものの、その後も各地域で行動規制及び行動自粛が断続的に続きました。また2022年12月初旬にゼロコロナ政策が緩和された後は店舗従業員の陽性者が増加し、休業・時短営業を余儀なくされる店舗が発生するなど、一年を通して厳しい事業環境となりました。一方で感染のピークが過ぎた都市から順に人流も回復しており、休業・時短営業店舗数も減少し、日販も回復傾向となりました。今後も当社の強みである米飯、デザートなど高品質なオリジナル商品を提供し、中国におけるローソンブランドの価値を高めるとともに、デリバリー事業を強化するなど、収益拡大に取り組んでまいります。なお、当連結会計年度から成都羅森便利店管理有限公司を連結の範囲に含めております。

中国以外の地域につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響からは回復傾向にあり、休業や時短営業を実施していた店舗もほぼ全店で通常営業を再開しております。店舗出店加速の体制も整いつつあり、今後もお客さまの暮らしを支える最も身近な店舗として営業し、更なる収益拡大に取り組んでまいります。なお、当連結会計年度からLawson Philippines, Inc.を連結の範囲に含めております。

【海外地域別ローソンブランド店舗分布状況】

出店地域		2022年2月28日 現在の総店舗数	期中増減	2023年2月28日 現在の総店舗数
中国	上海市とその周辺地域 (上海市、浙江省、江蘇省)	2,349 ^店	134 ^店	2,483 ^店
	重慶市とその周辺地域 (重慶市、四川省)	489	309	798
	遼寧省 (瀋陽市、大連市など)	461	125	586
	北京市とその周辺地域 (北京市、天津市、河北省)	343	89	432
	広東省と福建省 (深圳市、廈門市など)	—	174	174
	湖北省 (武漢市など)	526	91	617
	安徽省 (合肥市など)	175	56	231
	湖南省 (長沙市など)	117	43	160
	海南省 (海口市など)	100	39	139
	小計	4,560	1,060	5,620
タイ	166	15	181	
インドネシア	65	191	256	
フィリピン	69	32	101	
米国 ハワイ州	2	—	2	
合計	4,862	1,298	6,160	

これらの結果、海外事業の営業総収入は921億32百万円（前期比15.1%増）、セグメント損失は30億64百万円（前期はセグメント利益23億42百万円）となりました。

(サステナビリティに関する考え方及び取り組み)

当社はグループ理念「私たちは“みんなと暮らすマチ”を幸せにします。」に基づき、当社の事業活動を通じて持続可能な社会の実現を目指すため、2019年3月1日付でSDGs委員会を設置しました。同委員会を核に、すべての事業活動において社会課題の解決につながる取り組みを進めております。さらに、2021年3月1日に、CSO（チーフ・サステナビリティ・オフィサー：最高サステナビリティ責任者）に代表取締役社長が就任し、取り組みを一層強化しております。

具体的には、当社のバリューチェーンを含めた事業活動において環境・社会・経済に対する影響が大きい課題から優先すべき社会課題を「6つの重点課題」として整理して取り組みを進めております。

<6つの重点課題>

1. 安全・安心と社会・環境に配慮した圧倒的な高付加価値商品・サービスの提供
2. 商品や店舗を通じてすべての人の健康増進を支援
3. 働きやすく、働きがいのある環境の提供
4. 子どもの成長と女性・高齢者の活躍への支援
5. 社会インフラの提供による地域社会との共生
6. 脱炭素社会への持続可能な環境保全活動

環境への取り組みは、2019年に環境ビジョン「Lawson Blue Challenge 2050! ~ “青い地球”を維持するために! ~」を策定し、①CO₂排出量削減、②食品ロス削減、③プラスチック使用量削減（容器包装、レジ袋）の3つに関して重点的に取り組みを進めております。また、気候変動問題に対応するため、「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）」に基づき、気候に関連するリスクと機会を分析し、当社の事業活動及び財務への影響に関する開示を進めております。

■環境面に関わる目標（KPI）

課 題	短期：2025年KPI	中期：2030年KPI	長期：2050年KPI
CO ₂ 排出量削減 (1店舗当たりのCO ₂ 排出量)	2013年対比 15%削減	2013年対比 50%削減	2013年対比 100%削減
食品ロス削減	2018年対比 25%削減	2018年対比 50%削減	2018年対比 100%削減
プラスチック使用量削減 (※容器包装プラスチック使用量削減)	2017年対比 15%削減	2017年対比 30%削減 ※オリジナル商品の 容器包装は 環境配慮型素材 50%使用	※オリジナル商品の 容器包装は 環境配慮型素材 100%使用
プラスチック使用量削減 (プラスチック製レジ袋削減)	—	プラスチック製レジ袋 100%削減	—

社会への取り組みは、人権尊重・ダイバーシティ（多様性）の推進・健康経営の推進・社会貢献活動などを推進しております。

・人権尊重

グループ理念「私たちは“みんなと暮らすマチ”を幸せにします。」の実現に向け、2021年6月に制定した人権に関する最上位の基本方針「ローソングループ人権方針」のもと、サプライチェーンを含め当社グループに関わる人々の人権尊重を重視しております。2022年5月には、国際社会において持続的な成長を実現するための世界的な取り組みである「国連グローバル・コンパクト」に署名しました。当社は国際連合「ビジネスと人権に関する指導原則」などの国際規範を支持・尊重しながら、人権方針に基づき、事業活動のあらゆる場面において人権を尊重し、事業活動に関わるすべての人々と信頼関係を築き、人権尊重の取り組みを進めてまいります。

・ダイバーシティの推進

多様な価値観をもった社員が集い、全社員が最大限の力を発揮してさらに強いチェーンをつくっていくことを目指し、ダイバーシティ&インクルージョンを推進しております。社員の採用にあたっては、性別・国籍・年齢・学歴・出身などを問わず、一人ひとりの適性と意欲・能力を重視していることに加え、定期採用は2005年から男女比率50%を目標とし、2008年から外国籍社員の積極採用に継続して取り組んでおります。また、2030年度に女性管理職を30%にすることを目標とし、部長職を対象とした経営層による次世代リーダー育成において、女性幹部候補の育成にも取り組んでおります。

■女性の活躍状況に関するデータ

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
女性課長職人数 (全体に占める女性比率)	111人 10.3%	121人 11.4%	134人 12.2%	154人 13.8%
女性部長職人数 (全体に占める女性比率)	16人 9.3%	10人 6.2%	14人 8.3%	11人 7.1%
女性(理事)執行役員人数 (全体に占める女性比率)	1人 3.1%	2人 5.7%	2人 5.6%	2人 6.1%
女性役員人数 (全体に占める女性比率)	5人 41.7%	6人 46.2%	6人 50.0%	5人 50.0%

(注) 執行役員人数は執行役員・理事執行役員の合計、役員人数は取締役・監査役の合計です。

・健康経営の推進

お客様の健康生活全般をサポートする企業として、2013年に「健康宣言」を発信しました。社長が健康ステーション推進委員会委員長を務め、健康経営推進体制を整えて社内及びお客様さまに向けた健康の取り組みや、健康経営を強化・牽引しております。

・社会貢献活動

マチ（地域社会）の一員として、「子どもたちの未来のために」というコンセプトのもと、さまざまな社会貢献活動に取り組んでおります。「ひとり親家庭支援奨学金制度」では、2017年度から2022年度まで、毎年奨学生400名に対して返還不要の奨学金を給付し、子どもたちの夢を応援しております。

なお、2022年に実施したサステナビリティに関する主な取り組みは、以下のとおりです。

- ・2022年11月に、持続可能な社会の実現に向けて、お客さま・マチと一緒に創るサステナブルな近未来型店舗「グリーンローソン」を東京都豊島区にオープンしました。「グリーンローソン」は、CO₂排出量削減や食品ロス削減、プラスチック使用量削減などの環境負荷軽減や、アバターによる制約のない働き方の実現、DX活用で創出するお客さまとの温かいコミュニケーションなど、20を超えるサステナブルな施策を集約しております。これら施策を検証したうえで、それぞれの施策を全国の最適な店舗に導入していく予定です。
- ・2022年11月に、電気使用量及びCO₂排出量削減を目指す実証実験店舗を神奈川県川崎市にオープンしました。店内約8割の冷蔵・冷凍ショーケースへのガラス及びアクリル扉設置や太陽光パネルの設置などにより、2013年度対比で電気使用量を40%、CO₂排出量を55%削減することを目指します。今後は同様の店舗を他の地域にも出店し、2024年2月まで検証を行ったうえで、2024年3月以降の新店や既存店改装への標準化を目指します。
- ・食品ロス削減の取り組みにおいて、2022年度から販売許容日（時間）⁴の切れた商品の有効活用として、クックパッドマート⁵を活用した値引き販売（一部のデザート）や、急速冷凍機を活用した子ども食堂への寄贈（一部のファストフーズ）の実証実験を実施するなど新たな手法による食品ロス削減に挑戦しております。また、店舗への納品期限の切れたオリジナルのお菓子や加工食品などを定期的に一般社団法人全国フードバンク推進協議会や一般社団法人こども宅食応援団などに寄贈する取り組みを続けております。2022年度は約135万個（約126トン）⁶を寄贈しました。

⁴ ローソンとして販売できる日数（時間）の限度を定めたもので、メーカーの示す消費期限や賞味期限とは異なります。

⁵ クックパッド株式会社提供の生鮮食品ECプラットフォームです。

⁶ 取引先の協力を含む実績です。

- ・プラスチック使用量削減の取り組みとして、弁当・調理麺などの容器への紙容器の採用や、薄肉化、環境配慮素材の使用などに加え、2022年4月施行のプラスチック資源循環促進法に対応し、持ち手部分に穴を開けるなど軽量化したプラスチック製スプーンなどを導入しました。
- ・ダイバーシティの推進として、2022年8月から全国のローソン店舗において、レジ袋、カトラリー及びレンジでの温めの有無を指差しで確認できる「指差しシート」をレジカウンターに貼付し、聴覚に障がいのある方などがお買い物される際に簡易にコミュニケーションがとれる環境を整えました。全国の自治体やお客さまからのご要望に応じ、「指差しシート」のデータを一般公開しております。また、障がい者の活躍支援において、障がいのあるアーテ

イラストの絵を活用した取り組みとして、2022年8月発行のSDGsハンドブック（表紙）、11月開始のトイレ啓発ステッカー、12月の国際障がい者デーに合わせてポストカードやティッシュボックスの販売を行いました。

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は459億6百万円であり、主なものは、建物などの店舗設備投資が268億91百万円、情報システムの拡充が130億76百万円であります。

(3) 営業成績及び財産の状況

① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第45期 (2019年度)	第46期 (2020年度)	第47期 (2021年度)	第48期(当期) (2022年度)
営 業 総 収 入(百万円)	730,236	666,001	698,371	988,621
経 常 利 益(百万円)	56,346	37,610	47,571	53,453
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	20,108	8,689	17,900	24,689
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	200円95銭	86円84銭	178円87銭	246円70銭
総 資 産(百万円)	1,357,732	1,365,430	1,337,245	1,366,166
純 資 産(百万円)	275,347	272,931	278,473	287,099
1 株 当 たり 純 資 産	2,707円08銭	2,674円53銭	2,726円97銭	2,810円33銭

② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第45期 (2019年度)	第46期 (2020年度)	第47期 (2021年度)	第48期(当期) (2022年度)
チェーン全店売上高(百万円)	2,296,156	2,165,818	2,211,981	2,299,518
営 業 総 収 入(百万円)	390,811	354,825	355,102	357,571
経 常 利 益(百万円)	45,962	33,700	34,278	40,618
当 期 純 利 益(百万円)	15,486	15,894	13,470	22,595
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	154円76銭	158円84銭	134円61銭	225円78銭
総 資 産(百万円)	858,770	839,426	793,925	805,367
純 資 産(百万円)	233,705	234,977	233,294	240,073
1 株 当 たり 純 資 産	2,333円04銭	2,344円86銭	2,327円59銭	2,395円60銭

(4) 対処すべき課題

①社会課題等への対応

当社は、ESG基軸経営を推進しており、SDGs委員会において、当社グループで取り組むべき項目・課題を明確化し、課題解決に向けて全社で取り組んでおります。特に、脱炭素活動や食品ロス及びプラスチック使用量削減等を推進し、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

②加盟店の安定した店舗経営継続

当社は、加盟店の安定した店舗経営継続を重要課題と考えております。加盟店利益を基軸とし、店舗経費の高騰や人手不足に対し、本部がしっかりと加盟店を支援し支える体制を整備してまいります。また、デジタル技術を最大限活用し、店舗オペレーションの効率化を進め、働きやすさの追求と省人化にも取り組み、さまざまな年齢、国籍の方に店舗で働いていただける環境を整え、店舗クルー不足という加盟店の課題にも対応してまいります。さらに、加盟店の複数店経営促進による経営の安定化に向けた施策や、新規加盟者が安心して経営をスタートできる施策など、短期・中長期の取り組みを行い、少子高齢化等の理由によるFC加盟店オーナー不足にも対応し、加盟店との間に強いパートナーシップを築いてまいります。

③商品力、品揃えを強化した店舗の理想形の追求

当社は、「圧倒的な美味しさ」「人への優しさ」「地球（マチ）への優しさ」という3つの約束を掲げており、これらの徹底により、商品力の更なる強化やお客さまの生活スタイル・ニーズにお応えするお店づくりに取り組んでおります。これらの考え方に基づいた理想形の店舗への改装等を進めることにより、お客さまにレコメンド（推奨）されるお店を目指してまいります。さらに、エリアごとに違うお客さまのニーズをより深く理解し、適確且つ迅速に対応するため、各エリアカンパニーが営業、商品、店舗開発等の戦略を立案し、実行する体制へとシフトしてまいります。

④将来の成長分野へのチャレンジ

グループの中心である国内コンビニエンスストア事業のほか、成城石井、エンタテインメント関連、金融関連、海外などの各事業において、将来の成長分野のビジネスモデルの確立などを中心としたチャレンジを続けるとともに、グループ各社の特徴を最大限に生かし、相乗効果の創出に努めてまいります。

その際、先進的なデジタル技術を活用するとともに、グループの有するリアルな店舗や顧客基盤等の経営資源も活用してまいります。

⑤内部統制の充実と事業リスクへの対応

継続的に事業を展開していくためには、グループ全体の内部統制の充実と事業リスクへの対応が必要不可欠と考えております。また、当社グループを取り巻くあらゆるステークホルダーの期待に応えられるよう、プライム市場上場会社としてコーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みを通じて、企業価値の向上につなげてまいります。引き続き、内部統制の充実と事業リスクへの対応に注力してまいります。

なお、当社は上場親会社（三菱商事株式会社）を有する上場子会社であります。取締役には一般株主と利益相反が生じない独立役員を3分の1以上選任することとしております。また、「指名・報酬諮問委員会」及び「特別委員会」を任意で設置しており、経営の透明性を確保し、より公正な判断ができるような体制を整備しております。

グループ理念「私たちは“みんなと暮らすマチ”を幸せにします。」をすべての事業活動のベースに置き、引き続き「基本の徹底」「変化への対応」「更なる成長へのチャレンジ」に全社一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2. 当期末の現況

(1) 企業集団の主要な事業セグメント及び事業所等

(国内コンビニエンスストア事業)

① 株式会社ローソン

主要な事業内容：主としてフランチャイズシステムによるコンビニエンスストア「ローソン」「ナチュラルローソン」及び「ローソンストア100」のチェーン本部として、フランチャイズシステム及び直営店舗を運営しております。

本店：東京都品川区

主要な事業所：北海道エリアオフィス（札幌市北区）、東北エリアオフィス（仙台市青葉区）、関東エリアオフィス（東京都港区）、中部エリアオフィス（名古屋市中区）、近畿エリアオフィス（大阪府吹田市）、中四国エリアオフィス（岡山市北区）、九州エリアオフィス（福岡市博多区）
(注)上記のほかに支店などを117か所に有しております。

② 株式会社ローソンアーバンワークス

主要な事業内容：東京、千葉を中心にコンビニエンスストア「ローソン」の店舗運営を行っております。

本店：東京都品川区

③ 株式会社ローソンストア100

主要な事業内容：コンビニエンスストア「ローソンストア100」の店舗運営及び指導並びに商品関連事業を行っております。

本店：神奈川県川崎市幸区

④ 株式会社 S C I

主要な事業内容：加工食品、冷凍食品等の食肉や包装資材等の卸売業を営んでおります。

本店：東京都品川区

店 舗：

地 域	店 舗 数	地 域	店 舗 数	地 域	店 舗 数	地 域	店 舗 数
北 海 道	679	茨 城 県	215	京 都 府	328	愛 媛 県	216
青 森 県	277	東 京 都	1,673	滋 賀 県	153	徳 島 県	137
秋 田 県	179	神 奈 川 県	1,063	奈 良 県	134	高 知 県	138
岩 手 県	180	静 岡 県	276	和 歌 山 県	152	福 岡 県	524
宮 城 県	257	山 梨 県	135	大 阪 府	1,193	佐 賀 県	76
山 形 県	109	長 野 県	167	兵 庫 県	699	長 崎 県	122
福 島 県	169	愛 知 県	717	岡 山 県	241	大 分 県	201
新 潟 県	225	岐 阜 県	178	広 島 県	299	熊 本 県	163
栃 木 県	198	三 重 県	135	山 口 県	127	宮 崎 県	110
群 馬 県	243	石 川 県	102	鳥 取 県	137	鹿 児 島 県	200
埼 玉 県	694	富 山 県	176	島 根 県	141	沖 縄 県	259
千 葉 県	596	福 井 県	105	香 川 県	133	国内合計	14,631

(注) 上記表には、当社の運営する店舗のほか、持分法適用関連会社である株式会社ローソン高知、株式会社ローソン南九州、株式会社ローソン沖縄の運営する店舗を含めております。

(成城石井事業)

株式会社成城石井

主要な事業内容：高付加価値追求・製造小売型スーパーマーケット「成城石井」を運営しております。

本 店：東京都世田谷区

(エンタテインメント関連事業)

① 株式会社ローソンエンタテインメント

主要な事業内容：ローソン店舗などにおいてチケット及び音楽・映像ソフトを販売しております。

本 店：東京都品川区

② ユナイテッド・シネマ株式会社

主要な事業内容：複合型映画館の運営を行っております。

本 店：東京都品川区

(金融関連事業)

株式会社ローソン銀行

主要な事業内容：銀行業を営んでおります。

本 店：東京都品川区

(海外事業)

① 羅森（中国）投資有限公司

主要な事業内容：中華人民共和国において事業を営む会社を統括しております。

本 店：中華人民共和国上海市

② 上海羅森便利有限公司

主要な事業内容：コンビニエンスストア「ローソン」の直営店舗及びフランチャイズ店舗を運営しております。

本 店：中華人民共和国上海市

③ 上海樂松商貿有限公司

主要な事業内容：コンビニエンスストア「ローソン」の直営店舗を運営しております。

本 店：中華人民共和国上海市

④ 上海恭匯貿易有限公司

主要な事業内容：コンビニエンスストア「ローソン」の直営店舗及びフランチャイズ店舗を運営しております。

本 店：中華人民共和国上海市

⑤ 浙江羅森便利店有限公司

主要な事業内容：コンビニエンスストア「ローソン」の直営店舗及びフランチャイズ店舗を運営しております。

本 店：中華人民共和国杭州市

(注)2023年1月に浙江羅森百貨有限公司より商号変更しております。

⑥ 重慶羅森便利店有限公司

主要な事業内容：コンビニエンスストア「ローソン」の直営店舗及びフランチャイズ店舗を運営しております。

本 店：中華人民共和国重慶市

⑦ 大連羅森便利店有限公司

主要な事業内容：コンビニエンスストア「ローソン」の直営店舗及びフランチャイズ店舗を運営しております。

本 店：中華人民共和国大連市

⑧ 羅森（北京）有限公司

主要な事業内容：コンビニエンスストア「ローソン」の直営店舗及びフランチャイズ店舗を運営しております。

本 店：中華人民共和国北京市

⑨ 北京羅松商貿有限公司

主要な事業内容：コンビニエンスストア「ローソン」の直営店舗を運営しております。

本 店：中華人民共和国北京市

⑩ 成都羅森便利店管理有限公司

主要な事業内容：コンビニエンスストア「ローソン」の直営店舗及びフランチャイズ店舗を運営しております。

本 店：中華人民共和国成都市

⑪ Saha Lawson Co., Ltd.

主要な事業内容：コンビニエンスストア「LAWSON 108」「108SHOP」の直営店舗及びフランチャイズ店舗を運営しております。

本 店：タイ王国バンコク市

⑫ Lawson Philippines, Inc.

主要な事業内容：コンビニエンスストア「ローソン」の直営店舗及びフランチャイズ店舗を運営しております。

本 店：フィリピン共和国マニラ市

(その他の事業)

・コンサルティング事業

株式会社ベストプラクティス

主要な事業内容：店舗調査に基づきローソン店舗の改善提案を行っております。

本 店：東京都品川区

(2) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
国内コンビニエンスストア事業	5,055名	△163名
成 城 石 井 事 業	1,221名	△73名
エンタテインメント関連事業	1,190名	38名
金 融 関 連 事 業	163名	△6名
海 外 事 業	2,889名	496名
そ の 他 の 事 業	130名	△6名
合 計	10,648名	286名

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,454名	△163名	42.1歳	15.2年

(注) 従業員数は就業人員であります。

(3) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
シンジケートローン	110,000 百万円
三菱商事フィナンシャルサービス株式会社	41,900 百万円
株式会社三井住友銀行	15,000 百万円

(4) 重要な親会社及び子会社等の状況

① 親会社の状況

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
三菱商事株式会社	204,446 百万円	50.2 %	天然ガス、総合素材、石油・化学ソリューション、金属資源、産業インフラ、自動車・モビリティ、食品産業、コンシューマー産業、電力ソリューション、複合都市開発等

・親会社との関係

当社の親会社である三菱商事株式会社は、当社株式を50,150千株（議決権比率50.2%）保有しております。

また、親会社とは、借入に対する債務被保証等の取引を行っております。

・親会社との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

ア. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社との間で保証委託契約書を取り交わしており、当該契約に基づき、当社の借入に対する保証料を同社に対して支払っております。当該取引をするにあたっては、一般取引と同様に、市場の実勢価格等と比較検討のうえ取引条件を決定しております。

イ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、上記ア. の観点も踏まえ、社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会において、当社経営に対する適切な意見を得ながら、多面的な議論を経て決定しており、当該取引は当社の利益を害するものではないと判断しております。

ウ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

当該事項はありません。

・親会社と締結している重要な財務及び事業の方針に関する契約等の内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、2016年9月16日開催の取締役会において、当社が三菱商事株式会社（以下「三菱商事」といいます。）との間で2000年2月に締結した業務提携契約（その後の改定を含みます。以下「原業務提携契約」といいます。）を変更することについて決議し、同日付で業務提携契約を締結いたしました（2017年2月15日発効）。

- a. 原業務提携契約の変更の理由
当社及び三菱商事は、三菱商事が当社を連結子会社とすることによって、国内コンビニエンスストア事業、海外コンビニエンスストア事業及びそれ以外の周辺事業において、三菱商事の有するネットワーク・人的リソースを当社が今まで以上に活用することで、従来以上に連携を深め当社の事業基盤の更なる強化に取り組むことが必要であるとの結論に至りました。
- b. 原業務提携契約の変更内容
- (a) 業務提携の分野は以下のとおりとする。
 - イ 国内コンビニエンスストア事業
 - ロ 海外コンビニエンスストア事業
 - ハ 周辺事業
 - ニ その他両者が別途合意する事業
 - (b) 三菱商事は、当社の経営の独立性、主体性を尊重し、かつ、フランチャイズビジネスの本質である加盟店の利益も尊重して、業務提携を行う。
 - (c) 業務提携を効果的かつ実質的に推進することを目的に、三菱商事はその人員を両者協議の上必要に応じて派遣するものとし、当社はこれを受け入れる。
 - (d) 本契約は、2016年9月16日付で実施を公表した三菱商事による当社の普通株式に対する公開買付けの決済開始日をもって発効するものとし、当社及び三菱商事にて別途書面による合意がなされるまで有効に存続する。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ローソンアーバンワークス	10 百万円	100.0 %	国内コンビニエンスストア事業
株式会社ローソンストア100	99 百万円	100.0 %	国内コンビニエンスストア事業
株 式 会 社 S C I	10 百万円	100.0 %	国内コンビニエンスストア事業
株 式 会 社 成 城 石 井	100 百万円	100.0 %	成 城 石 井 事 業
株式会社ローソンエンタテインメント	100 百万円	100.0 %	エンタテインメント関連事業
ユナイテッド・シネマ株式会社	100 百万円	100.0 %	エンタテインメント関連事業
株式会社ローソン銀行	11,600 百万円	95.0 %	金 融 関 連 事 業
羅森（中国）投資有限公司	3,359 百万円	100.0 %	海 外 事 業
上海羅森便利有限公司	452 百万円	100.0 %	海 外 事 業
上海樂松商貿有限公司	0.1 百万円	100.0 %	海 外 事 業
上海恭匯貿易有限公司	0.3 百万円	85.0 %	海 外 事 業
浙江羅森便利店有限公司	20 百万円	100.0 %	海 外 事 業
重慶羅森便利店有限公司	490 百万円	100.0 %	海 外 事 業
大連羅森便利店有限公司	66 百万円	98.3 %	海 外 事 業
羅森（北京）有限公司	284 百万円	64.8 %	海 外 事 業
北京羅松商貿有限公司	0.1 百万円	64.8 %	海 外 事 業
成都羅森便利店管理有限公司	180 百万円	100.0 %	海 外 事 業
Saha Lawson Co., Ltd.	1,367 百万パソ	49.2 %	海 外 事 業
Lawson Philippines, Inc.	2,475 百万ペソ	100.0 %	海 外 事 業
株式会社ベストプラクティス	10 百万円	100.0 %	コ ン サ ル テ ィ ン グ 事 業

(注) 1.議決権比率は間接所有を含んでおります。

2.ローソンHMVエンタテインメント・ユナイテッド・シネマ・ホールディングス株式会社及びユナイテッド・エンターテインメント・ホールディングス株式会社は、前期において当社の連結子会社でありましたが、ユナイテッド・シネマ株式会社が2022年9月1日付で両社を吸収合併いたしました。

3.浙江羅森百貨有限公司は、2023年1月12日付で浙江羅森便利店有限公司に商号変更しております。

4.成都羅森便利店管理有限公司及びLawson Philippines, Inc.は、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

③ 重要な関連会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ロ ー ソ ン 沖 縄	10 百万円	49.0 %	国内コンビニエンスストア事業
株 式 会 社 ロ ー ソ ン 南 九 州	100 百万円	49.0 %	国内コンビニエンスストア事業
株 式 会 社 ロ ー ソ ン 高 知	50 百万円	49.0 %	国内コンビニエンスストア事業

II. 当社の現況

1. 当期末の株式の状況

(1) 発行可能株式総数	409,300,000株	
(2) 発行済株式の総数	100,300,000株	(自己株式 222,962株を含む)
(3) 単元株式数	100株	
(4) 株主数	30,409名	
(5) 上位10名の株主		

株主名	持株数	持株比率
三菱商事株式会社	50,150 千株	50.1 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	8,074	8.1
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,596	2.6
KDDI株式会社	2,110	2.1
株式会社NTTドコモ	2,092	2.1
SMBC日興証券株式会社	1,958	2.0
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	1,636	1.6
日本証券金融株式会社	1,180	1.2
JP MORGAN CHASE BANK 385771	1,084	1.1
ローソン社員持株会	929	0.9

(注) 1. 上記の持株数は株主名簿に基づき記載しております。
2. 上記の持株比率は自己株式を控除して算出しております。

2. 取締役及び監査役の状況

(1) 氏名、地位及び当期末日における担当等

氏名	地位、担当及び重要な兼職の状況 ※社外役員の重要な兼職の状況は(8)に記載しております	
	竹増貞信	代表取締役 社長
糸長雅之	取締役上級執行役員	CFO
岩村水樹	取締役	
鈴木智子	取締役	
菊地清貴	取締役	三菱商事株式会社 常務執行役員 コンシューマー産業グループ CEO 兼 リテイル本部長
今川秀一	常勤監査役	
宮崎純	常勤監査役	
辻山栄子	監査役	
五味祐子	監査役	
吉田恵子	監査役	

- (注) 1. 取締役 岩村水樹、鈴木智子の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 辻山栄子、五味祐子、吉田恵子の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 辻山栄子氏は、公認会計士の資格を有し、大学教授（会計学）として長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役 五味祐子氏は、弁護士としての法的視点及び幅広い見識から企業法務の分野を中心に法令及びリスク管理等に係る豊富な業務経験を有するものであります。
監査役 吉田恵子氏は、公認会計士の資格を有し、会計事務所の代表を務め、税務・会計・経営に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 2022年5月25日開催の第47回定時株主総会における異動は次のとおりであります。
- | | | |
|----|-----|------|
| 就任 | 取締役 | 糸長雅之 |
| 退任 | 取締役 | 今田勝之 |
| | 取締役 | 中庭 聡 |
| | 取締役 | 林 恵子 |

【ご参考】取締役及び執行役員の状況（2023年3月1日現在、非業務執行取締役を除く）

氏名	地位及び主な役職、担当	
竹 増 貞 信	代表取締役 社長	CSO
糸 長 雅 之	取締役常務執行役員	CFO
郷 内 正 勝	専務執行役員	CRO 兼 CSO補佐 兼 CS推進室長
和 田 祐 一	専務執行役員	近畿カンパニー プレジデント
三 宅 示 修	常務執行役員	中国カンパニー プレジデント 兼 羅森（中国）投資有限公司 総経理
藤 井 均	常務執行役員	商品本部長
佐 藤 達	常務執行役員	ITソリューション本部長
唐 沢 裕 之	常務執行役員	経営戦略本部長
村 瀬 達 也	常務執行役員	営業本部長
川 畑 卓	常務執行役員	開発本部長
楯 美 和 子	常務執行役員	コミュニケーション本部長
勝 田 暁	常務執行役員	マーケティング戦略本部長
渡 辺 章 仁	上級執行役員	株式会社ローソンエンタテインメント 代表取締役社長 兼 ユナイテッド・シネマ株式会社 代表取締役社長
涌 井 和 広	上級執行役員	商品本部 副本部長 兼 発注DX推進部長
廣 金 保 彦	上級執行役員	北海道カンパニー プレジデント 兼 東北カンパニー プレジデント
酒 井 勝 昭	上級執行役員	首都圏カンパニー プレジデント
熊 谷 智	執行役員	金融カンパニー プレジデント
日 野 武 二	執行役員	人事本部長 兼 株式会社ローソンウィル 代表取締役
高 西 朋 貴	執行役員	管理本部長
沖 博 之	執行役員	九州カンパニー プレジデント
月 生 田 和 樹	執行役員	事業サポート本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役 竹増貞信、糸長雅之、岩村水樹、鈴木智子、菊地清貴の各氏及び監査役 今川秀一、宮崎純、辻山栄子、五味祐子、吉田恵子の各氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

なお、職務執行に関して悪意又は重大な過失があったことに起因する場合、若しくは当社が保険会社との間で締結する役員等賠償責任保険契約において保険会社が免責されるべき事由として規定されている事由のある場合には補償を行わないこととしており、また1事象当たりの損失につき一定額を免責控除額として設定するなど、会社役員職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる訴訟費用及び損害賠償金の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員等であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。なお、被保険者の職務執行に関して悪意又は重大な過失があったことに起因する場合、若しくは当該契約において保険会社が免責されるべき事由として規定されている事由のある場合には保険が適用されないこととするなど、会社役員職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の額 役員報酬

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		固定報酬	変 動 報 酬	ス ト ッ ク オ プ シ ョ ン	
取締役	202百万円	104百万円	59百万円	38百万円	8名
(うち社外取締役)	(25百万円)	(22百万円)	(ー)	(3百万円)	(3名)
監査役	84百万円	84百万円	ー	ー	5名
(うち社外監査役)	(36百万円)	(36百万円)	(ー)	(ー)	(3名)
合 計	286百万円	188百万円	59百万円	38百万円	13名

(6) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は以下の取締役報酬の決定方針を2021年12月15日の取締役会において決議いたしました。

①取締役報酬決定の基本方針

当社の取締役報酬については、企業価値の向上、持続的な成長、業績向上へのインセンティブとして十分に機能し、株主利益と連動した報酬体系となるよう設計し、各取締役の職務執行の対価として十分かつ適正な水準で支給することを基本方針としております。

②取締役報酬の決定プロセス

当社の取締役報酬については、経営の透明性・公正性を高めるため、以下のプロセスで決定します。

- i 取締役報酬の限度額については、指名・報酬諮問委員会に諮問し、その提言を踏まえて取締役会で決議のうえ、株主総会で決議します。
- ii 取締役の報酬体系、算定ルールについては、指名・報酬諮問委員会に諮問し、その提言を踏まえて、取締役会で決議します。また、役位に応じた基準報酬額については、指名・報酬諮問委員会に諮問し、その提言を踏まえて社長が決定します。
- iii 毎年度の報酬額については、算定ルールに従い、基準報酬をベースに業績等と定性評価を踏まえて個別の報酬額を算出し、指名・報酬諮問委員会に諮問のうえで、その提言に基づき、取締役会にて総額を決議し、取締役会から一任された代表取締役社長CSOの竹増貞信が個人別の報酬額を決定します。当社を取り巻く環境や業績を俯瞰しつつ、各業務執行取締役の職務の執行状況も踏まえて、総合的な視点をもって報酬の内容を決定するには、社長による決定が最適であると考えられるため、上記の権限を委任したものであります。なお個人別の報酬額は、透明性・公平性を確保し、委任された権限が適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に諮問し、その提言に基づいて、決定することとしています。

なお、当事業年度においても、これらの手続きに則り、取締役の個人別の報酬が決定されていることから、取締役会はその決定が基本方針に沿うものであると判断しております。

指名・報酬諮問委員会メンバー：

非業務執行取締役及び非常勤社外監査役のみ（6名中5名が独立役員）で構成します。

取締役 菊地清貴	社外取締役 岩村水樹(副委員長)
社外取締役 鈴木智子	社外監査役 辻山栄子(委員長)
社外監査役 五味祐子	社外監査役 吉田恵子

③取締役報酬の内容（報酬体系及び算定ルール）

当社の取締役報酬は、在任中、月毎の現金の支給による基本報酬とストックオプションの付与による株価連動報酬から構成されております。

【基本報酬】

取締役の基本報酬については、毎月定額で支給される固定報酬と各期の業績評価に連動した変動報酬から構成されております。

- ・固定報酬（割合：60％）

内規に基づき役位に応じた基準報酬を設定しております。

・変動報酬（割合：40%）

取締役報酬を株主利益と連動させるため、業績連動報酬を採用しております。

変動報酬は、「EPS（1株当たり連結当期純利益）」「SDGs目標（1店舗当たりのCO₂削減率等）」の予算達成率に基づき決定します。「EPS」については、株主との一層の価値共有を図り会社業績に連動させるため、「SDGs目標」については、環境ビジョン「Lawson Blue Challenge2050!」（①CO₂排出量削減、②食品ロス削減、③プラスチック使用量削減）の実現のために、当該目標を設定いたしました。これに指名・報酬諮問委員会面談による、定性面（10%）の評価も加え変動報酬金額を決定します。

また、非業務執行取締役（岩村水樹、鈴木智子、菊地清貴の3氏）については、代表取締役及び取締役会の監査及び助言という役割に特化しているため、業績に連動した変動報酬は支給しません。

[当事業年度（2022年3月～2023年2月）における変動報酬に係る目標及び実績]

KPI	割合	2022年2月期 (2021年3月～ 2022年2月)		指標の選定理由
		目標	達成率	
EPS予算	20%	100%	260.9%	株主との一層の価値共有を図り会社業績に連動させるため
SDGs目標	10%	100%	206.7%	「Lawson Blue Challenge2050!」実現のため

※当事業年度に係る変動報酬については、前事業年度の2022年2月期決算値を基に算定しております。

【株価連動報酬】

株式報酬型ストックオプション

報酬の一部に株価連動報酬である株式報酬型ストックオプションを組み入れることにより、株主の皆さまと株価上昇によるメリット及び株価下落によるリスクを経営陣が共有する仕組みとしており、中長期的な企業価値の向上に連動した報酬として位置づけております。

株式報酬型ストックオプションの1株当たりの行使価格は1円であり、役位に応じて付与個数を定めております。また、退任後一定の期間においてのみ行使が可能となっており、在任中の行使はできない仕組みとしております。

[当事業年度（2022年3月～2023年2月）の株式報酬型ストックオプションに係る目標及び実績]

KPI	2022年2月期 (2021年3月～2022年2月)	
	目標	達成率
EPS予算	100%	260.9%

※当事業年度に係る株式報酬型ストックオプションについては、前事業年度の2022年2月期決算値を基に算定しております。

④取締役報酬の限度額

当社の取締役報酬の限度額は、法令に基づき、株主総会で決議しております。

- ・取締役の報酬額
2001年5月24日 株主総会決議 年額400百万円以内 取締役の員数は、20名。
- ・取締役に対するストックオプション報酬額
2014年5月27日 株主総会決議 年額300百万円以内 取締役の員数は、9名。

(7) 監査役の報酬等の決定に関する方針

①監査役報酬決定の基本方針

当社の監査役報酬については、各監査役の職務執行の対価として十分かつ適正な水準で支給することを基本方針としております。

②監査役報酬の決定プロセス

当社の監査役報酬については、株主総会決議に基づく報酬額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

③監査役報酬の内容

当社の監査役報酬は、現金の支給による基本報酬（固定報酬）であります。

基本報酬につきましては、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況等を考慮のうえ、監査役の協議により決定しております。

④監査役報酬の限度額

当社の監査役報酬の限度額は、法令に基づき、株主総会で決議しております。

監査役の報酬額

2020年5月27日 株主総会決議 年額100百万円以内 監査役の員数は、5名。

(8) 社外取締役及び社外監査役の状況

①重要な兼職の状況及び当該兼職先との関係 (2023年2月28日現在)

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当社と当該兼職先との関係
取締役	岩村水樹	グーグル合同会社 東京大学	バイスプレジデント アジア太平洋・日本 地区 マーケティング 非常勤理事	—
	鈴木智子	一橋大学大学院経営管理研究科 国際企業戦略専攻 スタンレー電気株式会社	准教授 社外取締役	—
監査役	辻山栄子	早稲田大学	名誉教授・監事	—
	五味祐子	国広総合法律事務所 日本瓦斯株式会社 アルプスアルパイン株式会社	パートナー 社外監査役 社外取締役 (監査等 委員)	—
	吉田恵子	芝会計事務所 パスロジ株式会社	代表 社外取締役	—

(注) 「当社と当該兼職先との関係」に記載のない兼職先と当社との間には重要な取引その他の関係はありません。

②当期における主な活動状況

区 分	氏 名	活動・発言状況、期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	岩 村 水 樹 (独 立 役 員)	当期開催の取締役会12回のうち11回に出席しており、グローバルなIT企業のバイスプレジデントとしての豊富な経験と知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。また、指名・報酬諮問委員会の副委員長を務めております。
	鈴 木 智 子 (独 立 役 員)	当期開催の取締役会12回のうち12回に出席しており、学識者としての消費者行動、マーケティング、ブランド・マネジメント等に関する豊富な知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。また、指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。
監 査 役	辻 山 栄 子 (独 立 役 員)	当期開催の取締役会12回のうち12回に出席し、また監査役会16回のうち16回に出席しており、大学名誉教授(会計学)として財務及び会計に関する高い見識に基づき適宜質問をし、意見を述べております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長を務めております。
	五 味 祐 子 (独 立 役 員)	当期開催の取締役会12回のうち12回に出席し、また監査役会16回のうち16回に出席しており、弁護士としての法的視点及び幅広い見識に基づき適宜質問をし、意見を述べております。また、指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。
	吉 田 恵 子 (独 立 役 員)	当期開催の取締役会12回のうち12回に出席し、また監査役会16回のうち16回に出席しており、公認会計士としての税務・会計・経営に関する豊富な知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。また、指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。

本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満を切捨て、比率については四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	2021年度(ご参考) (2022年2月28日現在)	2022年度 (2023年2月28日現在)	科 目	2021年度(ご参考) (2022年2月28日現在)	2022年度 (2023年2月28日現在)
流動資産	667,627	704,954	流動負債	704,691	804,674
現金及び預金	388,463	396,978	買掛金	125,681	168,350
売掛金	4,990	35,708	短期借入金	47,072	13,580
加盟店貸勘定	47,202	50,522	1年内返済予定の長期借入金	20,000	80,000
リース債権	15,071	13,712	リース債務	45,955	45,862
商品	22,128	25,706	未払金	90,412	65,559
未収入金	146,443	141,560	未払法人税等	7,368	10,896
その他	43,344	40,782	預り金	151,809	171,567
貸倒引当金	△17	△16	賞与引当金	4,854	4,967
固定資産	669,618	661,211	コールマネー	108,000	123,000
有形固定資産	368,768	378,385	銀行業における預金	91,420	102,020
建物及び構築物	189,190	193,703	その他	12,117	18,871
工具、器具及び備品	22,762	25,502	固定負債	354,080	274,392
土地	8,507	8,420	長期借入金	160,000	80,000
リース資産	124,978	127,694	リース債務	118,445	119,910
建設仮勘定	4,720	1,704	繰延税金負債	449	414
その他	18,609	21,360	役員退職慰労引当金	248	286
無形固定資産	77,746	78,727	退職給付に係る負債	17,438	16,656
ソフトウェア	34,884	36,543	資産除去債務	36,622	37,977
のれん	34,459	34,435	その他	20,875	19,146
商標権	7,721	7,172	負債合計	1,058,771	1,079,066
その他	680	575	純資産の部		
投資その他の資産	223,103	204,098	株主資本	265,327	271,209
投資有価証券	21,738	16,759	資本金	58,506	58,506
長期貸付金	38,044	36,720	資本剰余金	46,495	46,495
差入保証金	103,277	98,384	利益剰余金	161,299	167,156
繰延税金資産	34,736	32,924	自己株式	△973	△948
その他	26,066	20,133	その他の包括利益累計額	7,563	10,040
貸倒引当金	△759	△823	その他有価証券評価差額金	1,585	1,007
資産合計	1,337,245	1,366,166	土地再評価差額金	△69	△69
			為替換算調整勘定	6,273	8,167
			退職給付に係る調整累計額	△227	934
			新株予約権	368	328
			非支配株主持分	5,213	5,521
			純資産合計	278,473	287,099
			負債及び純資産合計	1,337,245	1,366,166

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2021年度(ご参考) (2021年3月1日から 2022年2月28日まで)		2022年度 (2022年3月1日から 2023年2月28日まで)	
営業収入	291,802		251,564	
加盟店からの収入	114,331	406,134	132,244	383,809
その他営業収入				
売上高	(292,237)	292,237	(604,812)	604,812
売上高		698,371		988,621
営業総収入	(199,738)	199,738	(476,684)	476,684
売上原価	(92,498)		(128,127)	
営業総利益		498,633		511,937
販売費及び一般管理費		451,537		456,881
営業利益		47,096		55,056
営業外収益				
受取利息	976		960	
受取配当金	369		678	
投資事業組合運用益	1,624		-	
受取償補	483		553	
新型コロナウイルス感染症による雇用調整助成金等	1,762		622	
その他	1,202	6,420	1,611	4,426
営業外費用				
支払利息	3,440		3,514	
リース解約損	1,423		1,225	
その他	1,081	5,944	1,288	6,028
経常利益		47,571		53,453
特別利益				
投資有価証券売却益	1,103	1,103	-	-
特別損失				
固定資産除却損失	1,746		1,541	
減損損失	16,616		8,362	
新型コロナウイルス感染症による損失	701		1,261	
その他	1,512	20,576	350	11,515
税金等調整前当期純利益		28,098		41,937
法人税、住民税及び事業税	11,226		15,136	
法人税等調整額	△1,160	10,065	1,886	17,023
当期純利益		18,032		24,914
非支配株主に帰属する当期純利益		131		224
親会社株主に帰属する当期純利益		17,900		24,689

貸借対照表

(単位：百万円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	2021年度(ご参考) (2022年2月28日現在)	2022年度 (2023年2月28日現在)	科 目	2021年度(ご参考) (2022年2月28日現在)	2022年度 (2023年2月28日現在)
流動資産	173,022	192,427	流動負債	363,285	367,066
現金及び預金	5,028	6,316	買掛金	101,427	110,202
加盟店貸勘定	46,386	49,329	短期借入金	41,062	11,900
リース債権	15,480	14,196	関係会社短期借入金	24,730	53,930
商品	934	907	1年内返済予定の長期借入金	20,000	-
前払費用	17,629	15,444	リース債務	35,614	35,754
未収入金	79,989	99,524	未払金	24,676	26,407
その他	7,573	6,708	未払法人税等	5,142	8,789
固定資産	620,902	612,940	未払費用	2,292	2,386
有形固定資産	309,252	312,118	預り金	102,241	109,222
建物	154,144	154,347	賞与引当金	3,048	3,349
構築物	24,484	22,136	その他	3,049	5,123
工具、器具及び備品	10,266	10,017	固定負債	197,345	198,227
土地	8,461	8,374	長期借入金	30,000	30,000
リース資産	111,020	117,011	リース債務	102,414	104,060
建設仮勘定	876	231	退職給付引当金	14,360	15,064
無形固定資産	31,451	29,088	役員退職慰労引当金	151	164
ソフトウェア	21,261	22,239	資産除去債務	32,795	32,989
のれん	9,647	6,565	その他	17,623	15,948
その他	542	284	負債合計	560,631	565,294
投資その他の資産	280,198	271,732	純 資 産 の 部		
投資有価証券	3,276	3,003	株主資本	231,409	238,806
関係会社株式	63,866	65,098	資本金	58,506	58,506
関係会社出資金	40,691	40,691	資本剰余金	47,761	47,760
長期貸付金	37,430	36,164	資本準備金	47,696	47,696
関係会社長期貸付金	482	470	その他資本剰余金	64	64
長期前払費用	12,294	11,017	利益剰余金	126,114	133,488
差入保証金	88,669	82,950	利益準備金	727	727
繰延税金資産	33,580	32,333	その他利益剰余金	-	-
その他	666	827	別途積立金	50,000	50,000
貸倒引当金	△759	△823	繰越利益剰余金	75,387	82,760
資産合計	793,925	805,367	自己株式	△973	△948
			評価・換算差額等	1,516	938
			その他有価証券評価差額金	1,585	1,007
			土地再評価差額金	△69	△69
			新株予約権	368	328
			純資産合計	233,294	240,073
			負債及び純資産合計	793,925	805,367

損 益 計 算 書

(単位：百万円)

科 目	2021年度(ご参考) (2021年3月1日から 2022年2月28日まで)		2022年度 (2022年3月1日から 2023年2月28日まで)	
	営 業 収 入	289,038		262,581
加 盟 店 か ら の 収 入	36,841	325,880	68,569	331,151
売 上 高	(29,222)	29,222	(26,419)	26,419
売 上 総 収 入	(21,318)	355,102	(19,217)	357,571
売 上 総 原 価	(7,903)	21,318	(7,202)	19,217
営 業 総 利 益		333,784		338,354
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		307,913		303,165
営 業 利 益		25,870		35,188
営 業 外 収 益				
受 取 利 息	476		437	
受 取 配 当 金	8,811		7,100	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	1,624		-	
そ の 他	1,388	12,301	1,446	8,985
営 業 外 費 用				
支 払 利 息	1,921		1,912	
リ ー ス 解 約 損 失	1,414		1,099	
そ の 他	558	3,894	543	3,555
特 別 利 益		34,278		40,618
特 別 利 益				
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,103	1,103	-	-
特 別 損 失				
固 定 資 産 除 却 損 失	1,360		828	
減 損 損 失	15,741		8,054	
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 に よ る 損 失	187		5	
そ の 他	1,256	18,546	647	9,536
税 引 前 当 期 純 利 益		16,834		31,082
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,512		6,891	
法 人 税 等 調 整 額	△1,148	3,364	1,595	8,486
当 期 純 利 益		13,470		22,595

本連結計算書類及び計算書類中の記載金額は表示単位未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2023年4月13日

株式会社 ローソン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 古内和明

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中川満美

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ローソンの2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ローソン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2023年4月13日

株式会社 ローソン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 古内和明
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中川満美
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ローソンの2022年3月1日から2023年2月28日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議、コンプライアンス・リスク管理委員会会議、財務報告内部統制委員会等その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、エリアオフィスその他主要な事業所及び店舗に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法第362条第4項第六号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づく体制（内部統制システム）の整備状況を、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査事項及び監査の方法に従い、監視及び検証しました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている親会社との間の取引について、会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る「事業報告及びその附属明細書」、「連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）」並びに「計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）」及びその附属明細書について検討しました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社との間の取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2)連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

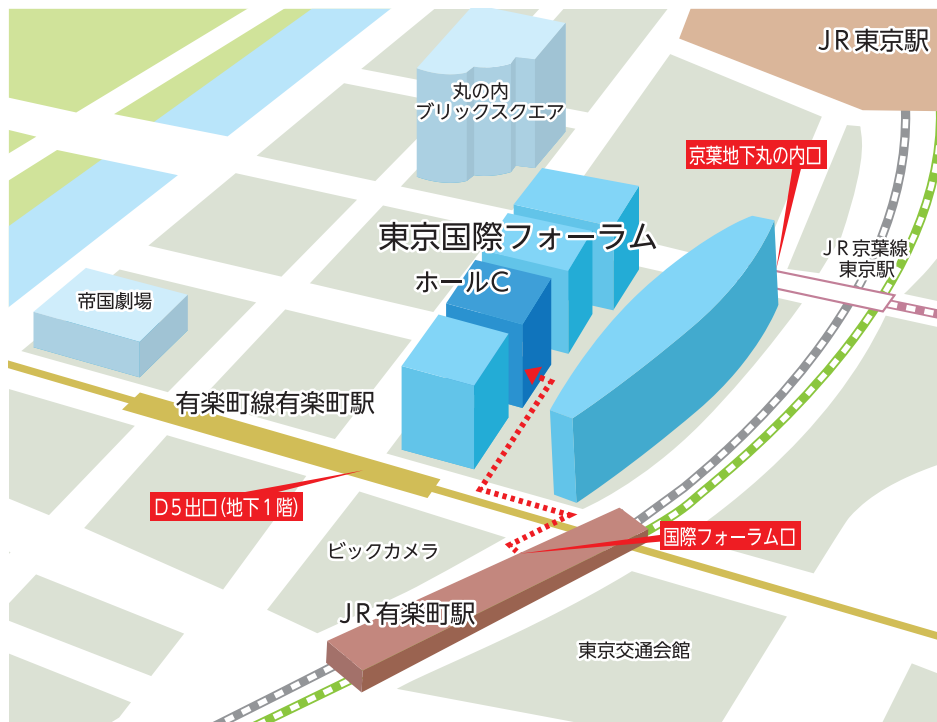
2023年4月18日

株式会社ローソン 監査役会

常勤監査役	今 川 秀 一	ⓐ
常勤監査役	宮 崎 純	ⓑ
監 査 役 (社外監査役)	辻 山 栄 子	ⓒ
監 査 役 (社外監査役)	五 味 祐 子	ⓓ
監 査 役 (社外監査役)	吉 田 恵 子	ⓔ

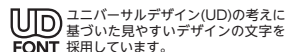
以 上

株主総会会場ご案内図
 東京国際フォーラム ホールC
 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
 電話 03-5221-9000 (代表)



交通：JR 有楽町駅 国際フォーラム口 徒歩約 1分
 JR 京葉線東京駅 京葉地下丸の内口 徒歩約 5分(※)
 地下鉄有楽町線有楽町駅 D 5 出口 徒歩約 1分(※)
 ※ 地下1階コンコースにて連絡しております。

お願い：お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。



第48回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

■事業報告

- ・ 会社の新株予約権等に関する事項
- ・ 会計監査人の状況
- ・ 会社の体制及び方針

■連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

■計算書類

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

(2022年3月1日から2023年2月28日まで)

株式会社ローソン

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当期末日における当会社社員の新株予約権等の保有状況

	第14回新株予約権	第16回新株予約権	第17回新株予約権	第19回新株予約権
保有人数及び 新株予約権の数				
取締役 (社外取締役を除く)	1名 27個	1名 38個	1名 62個	1名 57個
社外取締役	0名 0個	0名 0個	0名 0個	0名 0個
目的となる 株式の種類及び数	普通株式 2,700株	普通株式 3,800株	普通株式 6,200株	普通株式 5,700株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(1株当たり)	1円	1円	1円	1円
行使期間	2015年4月10日～ 2035年3月24日	2016年5月2日～ 2036年4月12日	2017年5月1日～ 2037年4月11日	2018年6月8日～ 2038年5月21日
主な行使条件	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)

	第20回新株予約権	第21回新株予約権	第22回新株予約権	第23回新株予約権
保有人数及び 新株予約権の数				
取締役 (社外取締役を除く)	1名 64個	1名 90個	1名 112個	2名 117個
社外取締役	1名 5個	1名 5個	2名 10個	2名 10個
目的となる 株式の種類及び数	普通株式 6,900株	普通株式 9,500株	普通株式 12,200株	普通株式 12,700株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(1株当たり)	1円	1円	1円	1円
行使期間	2019年6月7日～ 2039年5月20日	2020年6月12日～ 2040年5月26日	2021年6月11日～ 2041年5月24日	2022年6月10日～ 2042年5月24日
主な行使条件	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)

(2) 当期中に当社執行役員に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

	第23回新株予約権
交付人数及び 新株予約権の数	
執行役員	13名 69個
目的となる 株式の種類及び数	普通株式 6,900株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(1株当たり)	1円
行使期間	2022年6月10日～ 2042年5月24日
主な行使条件	(注1)

(注1) 新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限り、募集新株予約権を行使することができる。

* 執行役員には、取締役兼務者は含まれません。

(3) その他新株予約権に関する事項

当期末日における未行使の新株予約権の目的となる株式の数は合計80,800株であり、発行済株式の総数に対する割合は0.08%であります。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額	210百万円
② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	378百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、従前の監査及び報酬の実績の推移、報酬見積りの算出根拠等、並びに会計監査人との協議の経過等について確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、在外会社12社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合、及び公認会計士法等の法令に違反又は抵触した場合等、その必要があると判断した場合は、監査役全員一致の決議により当該会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。また、監査役会は、当該会計監査人を独立性、監査品質、監査実施の有効性及び効率性等の観点から検討し、監査を遂行するに不十分であると判断した場合は、当該会計監査人の不再任に関する株主総会の議案の内容を監査役全員一致の決議により決定します。

会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

当社は、「2021年度内部統制システムの整備の基本方針」の整備及び運用の状況を踏まえ、2022年2月16日開催の取締役会で、「2022年度内部統制システムの整備の基本方針」として次のとおり決議いたしました。

(1) 取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

- ①取締役会は、コンプライアンス体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受けます。
- ②社外取締役を継続して置くことにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持・向上を図ります。
- ③監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備状況を含め、取締役の職務執行を監査します。
- ④専門の委員会（コンプライアンス・リスク管理委員会）を設置し、コンプライアンス統括責任者及びコンプライアンスを統括する部署の設置、コンプライアンス担当者の各部署への配置、コンプライアンスに関連する規程の整備並びに倫理研修及びコンプライアンスに関する意識調査の定期的実施等により、「ローソングループ企業行動憲章」及び「ローソン倫理綱領」を周知徹底し、取締役、執行役員及び従業員のコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。
- ⑤法務部門において、当社の事業に適用される法令等を識別して、その内容を関連部署に周知徹底することにより、要求事項を遵守する基盤を整備します。特に独占禁止法、下請法、景品表示法を含む消費者関連法、知的財産法及び労働法等の遵守に向けて、社内周知に努めます。
- ⑥業務執行部門から独立した内部監査部門は、内部統制システムの整備状況を効率的かつ実効的に監査し、必要に応じて、その改善を促します。
- ⑦法令等若しくは社内ルールの違反又は当社の事業遂行にあたっての人権に対する負の影響（以下総称して「法令違反等」といいます。）を報告するための通常の報告ルートを整備するとともに、通報者を特定させる事項の秘匿性を確保し安心して利用することができる相談・通報窓口（社内相談窓口、グループ横断的な社外相談窓口及び加盟店従業員・取引先が利用できる相談窓口）を設置して利用者に周知することにより、ローソングループ及びローソンチェーン全体における法令違反等の早期発見に努めます。法令違反等が発見された場合は直ちに是正措置をとり、再発防止策を講じます。
- ⑧市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応します。
- ⑨業務の属人化を排し不祥事を防止するため、従業員の人事ローテーションを定期的実施します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

- ①取締役会その他の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長決裁その他の重要な決裁に係る情報並びに財務、事務及びコンプライアンス・リスクに関する情報（電磁的情報を含みます。）を記録・保存・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備します。

- ②情報システムを安全に管理及びモニタリングし、適切なコンティンジェンシー対応により維持します。
- ③文書（電磁的記録を含みます。）の保存・管理について定めた規程等を整備し、文書管理の責任及び権限並びに文書の保存期間・管理方法等の周知徹底に努め、保存・管理状況を定期的にモニタリングします。
- ④個人情報保護及び営業秘密管理に関連する規程を整備し、個人情報及び重要な営業秘密を適切かつ安全に保存・管理します。
- ⑤情報セキュリティをリスクマネジメント及びシステム・テクノロジー・セキュリティの両面から統合的・一体的に推進するために、専門の委員会（情報セキュリティ委員会）を設置し、情報セキュリティ統括責任者及び情報セキュリティを統括する部署の設置並びに同部署への適切な人財配置等により、ローソングループの情報セキュリティ体制を整備・確立します。
- ⑥会社の重要な情報の開示に関連する規程を整備し、法令等及び取引所の諸規則等の要求に従い開示すべき情報が適正、適時かつ公平に開示される体制を整備します。

(3) リスクの管理に関する規程その他の体制について

- ①リスク管理を統括する部署を設置し、リスク管理に関連する規程を整備し、平時におけるグループ横断的な事前予防体制を整備します。また、各部署において事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼすリスクを識別し、当該リスクが生じる可能性及びリスクがもたらす影響の大きさを分析し、重点的に対策を講じるべきリスクかどうかを評価してリスクの特性に応じた対応を実施します。
- ②リスク管理の実効性を確保するために、専門の委員会（コンプライアンス・リスク管理委員会）を設置し、委員会及び委員長の職務権限と責任を明確にした体制を整備するとともに、リスク管理担当者の各部署並びに子会社及び関連会社（以下総称して「関係会社」といいます。）への配置及びリスク管理教育訓練の実施により、リスク管理意識の維持・向上を図ります。
- ③経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し又は発生するおそれが生じた場合の体制と対策組織の編成方針を事前に整備し、有事の対応を迅速に行うとともに、再発防止策を講じます。
- ④大規模災害や新型インフルエンザ等感染症の流行等の会社に著しい損害を及ぼす事態の発生を想定し、指定公共機関として事業中断を最小限にとどめコンビニエンスストアが持つ生活インフラ機能を維持するために、事業継続計画（BCP）を策定し、事業継続マネジメント（BCM）体制の整備に努めます。また、大震災に備え、防災訓練を年間3回実施し、「災害対策マニュアル」及び「BCPマニュアル」の実効性の確保に努めます。
- ⑤事業上のリスクのうち、人権侵害リスクについては、「ローソングループ人権方針」のもと、人権デュー・ディリジェンスを実施し、人権に関する負の影響の回避・軽減のための取組みを進めます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- ①役員及び従業員による意思決定と業務執行についての権限及び責任を明確にするとともに、職務分掌に関する規程を整備し、組織間の適切な役割分担と連携を確保します。
- ②業務の簡素化、組織のスリム化及びITの適切な利用を通じて業務の効率化を推進します。
- ③ITインフラの刷新等を通じてデジタルトランスフォーメーションを推進します。
- ④役員と従業員との間の適切な情報伝達と意思疎通を推進するため、役員から従業員へ経営方針や本方針が伝達され、従業員から役員へ重要な情報が適時・適切に伝達される仕組み

を整備します。

⑤働き方改革を推進することにより、労働生産性の改善を図ります。
(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

- ①関係会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、関係会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
 - ・関係会社の管理について定めた規程を整備し、関係会社との緊密な連携のもとにローソンブランドの維持・向上に努めます。但し、関連会社については、主導的立場にある他株主等との関係や海外においては当該国の法令・慣習等の違い等を勘案し、段階的な導入を進める等、適切な方法により体制整備に努めます。
 - ・関係会社の独立性を尊重しつつ、当社の関係会社への出資目的等を踏まえて、必要に応じて協議や助言を行い、関係会社からの報告体制を整備する等、関係会社管理体制の最適化に向けた取組みを強化します。
- ②関係会社のリスクの管理に関する規程その他の体制、関係会社の取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について
 - ・関係会社の独立性を尊重しつつ、当社の関係会社への出資目的等を踏まえて、「ローソングループ企業行動憲章」の関係会社への周知徹底に努めます。
 - ・関係会社を主管する主管部署及び専門の見地から関係会社を支援する専門部署を設置し、関係会社の業務の適正の確保に努めます。
 - ・主要な関係会社には、コンプライアンス・リスク管理の推進責任者（以下「関係会社コンプライアンス・リスク管理責任者」といいます。）を配置します。当社のリスク管理を統括する部署及びコンプライアンスを統括する部署は、関係会社コンプライアンス・リスク管理責任者と定期的に会合を持つとともに、各社における規程の整備状況を定期的に確認し、必要に応じて助言を行うことにより、ローソングループ全体の業務の適正の確保に努めます。
 - ・関係会社コンプライアンス・リスク管理責任者が自社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を認知した場合は直ちに当社に報告される体制を整備します。
 - ・内部監査部門は、関係会社の内部統制システムの整備状況の監査に協力し、その監査結果を踏まえ改善を促します。
- ③当社及び関係会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を認知した場合は直ちに親会社に報告する体制を整備します。

(6) 当社及びその属する企業集団に係る財務報告の適正性を確保するために必要な体制について

- ①適正かつ適時の財務報告のために、会計責任者を設置し、法令等及び会計基準に従った財務諸表を作成し、情報開示に関連する規程に則り協議・検討・確認を経て開示する体制を整備します。
- ②財務報告に係る内部統制として、金融商品取引法の内部統制報告制度を適切に実施するため、社内に統括組織を設置し、全社的な内部統制の状況や重要な事業拠点における業務プロセス等の把握・記録を通じて、自己及び第三者による評価並びに改善を行う体制を整備します。なお、当社及び重要な子会社の評価・改善結果は、定期的に取り締役に報告します。

(7) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項について

- ①監査役の職務を補助する専任の従業員（以下「監査役スタッフ」といいます。）として適切な人財を監査役室に配置します。
- ②監査役スタッフは、関係会社の監査役を兼務することができるものとします。
- ③監査役スタッフは、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有します。

(8) 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項について

監査役スタッフの適切な職務の遂行のため、人事考課は監査役が行い、人事異動、懲戒処分は監査役の事前同意を必要とします。

(9) 当社の取締役、執行役員及び従業員並びに関係会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制について

- ①監査役は、職務の効果的な遂行のため、取締役、執行役員及び従業員は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について監査役に報告します。この重要事項にはコンプライアンスに関する事項及びリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含みます。
- ②取締役、執行役員及び従業員並びに関係会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員は、当社又は関係会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は直ちに当社の監査役に報告します。
- ③監査役への報告は、誠実に洩れなく行うことを基本とし、定期的な報告に加えて、必要の都度遅滞なく行います。
- ④グループ横断的な社外相談窓口への相談・通報内容が監査役へ適時に報告される体制を整備します。
- ⑤監査役に報告をしたことを理由として、当該報告をした者に対し不利な取扱いを行わないものとします。

(10) その他監査役への報告が実効的に行われることを確保するための体制について

- ①代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持ちます。
- ②取締役は、監査役への報告の適切な遂行のため、監査役と関係会社の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力します。
- ③取締役は、監査役が必要と認めた重要な取引先の調査にも協力します。
- ④取締役は、監査役への報告の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携が図られる環境を整備します。
- ⑤法務部門、リスク管理部門、内部監査部門及び財務経理部門等は、監査役の求めにより監査に必要な調査を補助します。
- ⑥監査役への報告の執行のための費用等については、当社が監査役への報告の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれを支払うものとします。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の基本方針に則って内部統制システムを運用しております。その運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス・リスク管理体制について

- ①行動規範、教育・研修、コミュニケーション機能、モニタリング活動を有機的に関連させながらPDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルを回し、高い倫理観と

誠実さと思いやりをもって行動する「よき企業市民」を目指しております。

- ②コンプライアンス・リスク管理に関する社内規程を整備しております。あわせて、行動規範として「ローソン倫理綱領」及び「ローソングループ企業行動憲章」のほか、「ローソングループ人権方針」、「ローソングループ取引方針」等の各種方針を制定し、これらを「ローソングループC&Rハンドブック」に掲載して全従業員に配布・周知し、グループ全体で適正な業務を遂行するよう取り組んでおります。
- ③コンプライアンスの推進・定着及びリスク管理を推進するため、責任者としてCRO（最高コンプライアンス・リスクマネジメント責任者）を任命しております。また、各部門・地区にCR責任者（コンプライアンス・リスク管理責任者）を設置し、施策推進の旗振り役として、自組織のコンプライアンス施策やリスク対応策を策定・周知・実行し、社会規範の遵守を重視する風土づくりを推進しております。
- ④教育・研修につきましては、全従業員に対するコンプライアンス・リスク管理研修を毎年実施し、倫理意識や危機対応力のさらなる向上を目指しております。また、入社時や管理職登用時の研修、職種別の研修、経営層に対する外部講師による研修及び自由参加型の勉強会等を実施することにより、体系的な学習ができる教育体制を整備しております。これらの研修をリスク状況の変化に応じて内容を見直しながら継続して実施することにより、あらゆる職位・職種の従業員が問題点を共有して業務改善へとつなげるよう取り組んでおります。
- ⑤内部通報窓口につきましては、人事部門が相談を受け付けるセクハラ・パワハラ専用の窓口のほか、人権侵害、不正・腐敗、労務問題等を含むコンプライアンス・リスク管理上の相談や内部通報を受け付ける「相談の窓口」を社内を設置しております。また、弁護士事務所等の外部機関に「ローソングループ社外相談・通報窓口」を設置しているほか、お取引先の従業員の方や店舗従業員が匿名性を保って相談できる窓口や、FC加盟店オーナーから相談を受ける窓口も整えております。内部通報事案に対しては適正に対処し、再発防止のために仕組みを見直し、具体的事例を会議・研修・社内通知等で周知することにより、組織内の自浄作用の強化を図ってまいります。
- ⑥CROのもとにコンプライアンスを統括する部署として法務部を、リスク管理を統括する部署としてリスク・情報セキュリティ統括部を設置しております。これらの部署が連携して、組織横断的なコンプライアンス・リスク管理委員会会議の事務局となり、各組織にて実施している施策の進捗管理を行って、実効的なコンプライアンス・リスク管理体制の推進に取り組んでおります。また、リスク・情報セキュリティ統括部はIT部門と連携し、情報セキュリティ委員会会議の事務局となり、情報セキュリティリスクのさらなる管理強化を進めております。なお、コンプライアンス・リスク管理委員会会議のもとに4つの小委員会（リスクマネジメント小委員会、安全対策小委員会、知財・景品表示対策小委員会、海外事業関連コンプライアンス小委員会）を別途設置して、重点施策の進捗管理を行い、リスクの予防を図っております。
- ⑦モニタリング活動につきましては、全従業員を対象とした意識調査のほか、商品の納入や店舗建設等のお取引先を対象としたアンケート調査を継続して実施する等、広い視野に立ったコンプライアンス体制の見直し・改善を行っております。また、内部監査部門が実施する監査結果に基づき施策の徹底指導や改善提案を行っております。
- ⑧主要関係会社におきましてもコンプライアンス及びリスク管理の責任者（関係会社コンプライアンス・リスク管理責任者）が任命され、ローソングループコンプライアンス・リスク管理会議に参加しております。関係会社コンプライアンス・リスク管理責任者は、倫理

綱領の策定や研修によって従業員の意識向上を図るほか、当社で行っている従業員意識調査とお取引先アンケートを実施しております。このほかにも、当社の内部監査部門による関係会社の業務監査を通じて、ローソングループとしてコンプライアンス・リスク管理体制の改善等に向けたサポート等も行ってまいります。

(2) リスクへの備えと対応について

- ①「品質・衛生管理」、「情報セキュリティ」、「災害対策」、「防犯対策」に重点を置き、緊急事態の発生に備え、迅速な問題解決を図る体制を整備しております。平時には、コンプライアンス・リスク管理委員会会議及び情報セキュリティ委員会会議並びに4つの小委員会を開催し、リスクの評価やリスク回避策の立案・推進を行い、リスク対応を図っております。重大リスク発生時には、対策本部を設置して迅速な問題解決を図り、ダメージの最小化に努めております。また、問題収束後はリスク発生要因を分析し、施策の見直し・改善を行い、再発防止へとつなげております。

さらに、重大な被害を伴う緊急事態が発生した場合であっても、重要な業務を中断させない事業継続(BC)体制をとることができるよう、事業継続計画(BCP)の策定や減災対策の実施等に取り組み、危機対応能力の向上に努めております。

- ②品質・衛生管理体制につきましては、オリジナル商品の開発、製造、販売の過程において、品質・衛生管理を徹底しております。

当社自主基準に基づく審査に合格した原材料を採用し、商品仕様審査後に製造ラインで商品を試作し、安全性を確認しております。

オリジナル商品の製造工場では、HACCPの考え方に基づいた工場管理手法を取り入れており、調理時間とその品温等の各重点管理項目を記録し、問題発生時に直ちに原因を究明し対応できる体制を整えております。

商品情報の表示(サーマルラベル)は、法令に準じた表示とし、品質管理部門及び第三者機関が表記内容をチェックしております。

店舗における衛生管理を徹底するために、店舗における自主点検と本部による衛生調査等を毎月実施するほか、外部機関による抜き打ち調査も実施しております。

- ③情報セキュリティ体制につきましては、「ローソングループ個人情報保護方針」を制定し、CROの統括のもと、個人情報保護に係る管理体制を整備しております。個人情報保護方針の内容を実行できるよう、店舗で起こりうるミス・クレームとその具体的な対処法を店舗の各種マニュアルで周知し、意識の向上を図っております。本部従業員に対しては「情報セキュリティガイドブック」として遵守すべき事項をまとめるとともに、従業員一人ひとりが確実に実践できているか、定期的なチェックを行っております。

また、近年のサイバー攻撃リスクの高まりも踏まえ、サイバーセキュリティに関しては、技術的側面、プロセス/人的側面、物理的側面等、多面的に対策を講じて、セキュリティの強化に努めております。なお、万一問題が発生した際に備え、平時には訓練を行い、当該リスクの低減に努めております。

- ④災害対策体制につきましては、災害対策への考え方と災害時の従業員と組織の行動基準を定めた災害対策マニュアルを策定しております。災害対策マニュアルには「共通編」「初動編」「緊急対策編」があり、全従業員全組織における災害レベルに応じた対策の対応ルールと手順が記載されております。大規模な災害が起こった時には、まずFC加盟店及び本部従業員の安否確認対策を重視しております。年3回全社で実施している訓練では、電話・メール・災害用伝言ダイヤル・自社の安否確認システム等のさまざまな手段を体験することで、万一の際にも従業員一人ひとりがスムーズな対応を取れるようにしております。また、

店舗には、災害時に必要となる備品や対応マニュアルを配備しております。災害時には、本社、エリアオフィス、被災エリアを管轄する支店の3ヵ所に災害対策本部を迅速に立ち上げます。さらに災害状況をリアルタイムで確認できる災害情報地図システム等を活用して、店舗や製造工場、配送センター等への支援を実施し、被災エリアの店舗が早期に営業再開できるように対応します。本部と加盟店が相互に発生しうるハザードと避難場所を確認し従業員に周知して避難に備えております。

- ⑤防犯対策体制につきましては、店舗では身の安全を最優先に行動し、明るく元気な声でありさつをする等、防犯を常に意識して行動するように、教育を行っております。本部としても、各警察及び一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会に働きかけ、コンビニエンスストア業界全体として防犯対策に取り組んでおります。
- ⑥新型コロナウイルス感染症の予防につきましては、お客さまに安心してお買い物をしていただくことと、店舗で働く従業員の安全をめざし、国の指針及び外部環境変化を踏まえ、必要な対策を実施しております。
- ⑦ローソングループ人権方針の推進につきましては、人権方針の社内外への周知、人権デュー・ディリジェンスの実施、ステークホルダー・エンゲージメントプログラムへの参加等を進めております。特に、商品の原材料調達・製造過程等のサプライチェーン上における人権問題に関しては、お取引先の実態把握及び対話等を優先して進めております。

(3) 企業集団の業務の適正性確保体制について

- ①関係会社においてリスクが発生した場合には当社に報告される体制が整備されており、当社及び関係会社のリスク案件に関する情報は親会社に適時かつ適切に報告されております。
- ②関係会社を主管する部署及び専門的見地から関係会社を支援する部署を設置し、関係会社の業務の適正の確保に努めております。

(4) 監査役の職務の実効性確保について

- ①監査役の職務を補助する専任の監査役スタッフを監査役室に配置し、監査役スタッフは、監査役監査に必要な調査を行う権限を有しております。また、案件に応じて相応の部門が監査役監査に必要な調査を補助しております。
- ②監査役への報告につきましては、監査役へ報告すべき事項が監査役に対して適時かつ適切に報告されております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	58,506	46,495	161,299	△973	265,327
会計方針の変更による累積的影響額			△723		△723
会計方針の変更を反映した当期首残高	58,506	46,495	160,576	△973	264,604
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△15,011		△15,011
連結範囲の変動			△3,098		△3,098
親会社株主に帰属する当期純利益			24,689		24,689
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		0		0	0
新株予約権の行使 (自己株式の交付)		△0		24	24
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	△0	6,579	24	6,604
当 期 末 残 高	58,506	46,495	167,156	△948	271,209

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調整 累 計 額	その他の包括 利益累計額 合 計			
当 期 首 残 高	1,585	△69	6,273	△227	7,563	368	5,213	278,473
会計方針の変更による累積的影響額								△723
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,585	△69	6,273	△227	7,563	368	5,213	277,750
当 期 変 動 額								
剰余金の配当								△15,011
連結範囲の変動								△3,098
親会社株主に帰属する当期純利益								24,689
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								0
新株予約権の行使 (自己株式の交付)								24
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△578	-	1,893	1,161	2,477	△40	307	2,744
当期変動額合計	△578	-	1,893	1,161	2,477	△40	307	9,348
当 期 末 残 高	1,007	△69	8,167	934	10,040	328	5,521	287,099

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 20社
- (国内) 株式会社ローソンアーバンワークス
株式会社ローソンストア100
株式会社S C I
株式会社成城石井
株式会社ローソンエンタテインメント
ユナイテッド・シネマ株式会社
株式会社ローソン銀行
株式会社ベストプラクティス
- (在外) 羅森(中国)投資有限公司
上海羅森便利有限公司
上海樂松商貿有限公司
上海恭匯貿易有限公司
浙江羅森便利店有限公司
重慶羅森便利店有限公司
大連羅森便利店有限公司
羅森(北京)有限公司
北京羅松商貿有限公司
成都羅森便利店管理有限公司
Saha Lawson Co., Ltd.
Lawson Philippines, Inc.

上記のうち、ローソンHMVエンタテインメント・ユナイテッド・シネマ・ホールディングス株式会社及びユナイテッド・エンターテインメント・ホールディングス株式会社は、2022年9月1日付でユナイテッド・シネマ株式会社を存続会社とする吸収合併により解散したため、連結の範囲から除外いたしました。

浙江羅森百貨有限公司は、2023年1月12日付で浙江羅森便利店有限公司に商号変更しております。

成都羅森便利店管理有限公司及びLawson Philippines, Inc.は、重要性が増したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

- (2) 非連結子会社の名称等
- (国内) 株式会社ローソンウィル
株式会社生科研
株式会社成城石井酒販
東京ヨーロッパ貿易株式会社
株式会社ローソンドigitalイノベーション
- (在外) Lawson USA Hawaii, Inc.
江蘇羅森便利超市有限公司
羅森(天津)便利有限公司
SLV Retail Company Limited
羅森(瀋陽)便利有限公司
羅森(広東)便利有限公司
羅森(河北)便利有限公司
羅森(深圳)便利有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社とした会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社の数 3社 (国内) 株式会社ローソン沖縄
株式会社ローソン南九州
株式会社ローソン高知

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社の株式会社ローソンウィル、株式会社生科研、株式会社成城石井酒販、東京ヨーロッパ貿易株式会社、株式会社ローソンデジタルイノベーション、Lawson USA Hawaii, Inc.、江蘇羅森便利超市有限公司、羅森（天津）便利有限公司、SLV Retail Company Limited、羅森（瀋陽）便利有限公司、羅森（広東）便利有限公司、羅森（河北）便利有限公司及び羅森（深圳）便利有限公司並びに関連会社の株式会社ダブルカルチャーパートナーズ、株式会社ロイヤリティマーケティング、ローソンスタッフ株式会社、T Aプラットフォーム株式会社、株式会社エル・ティーエフ、ステージアラウンド東京製作委員会、江陰華聯谷之田食品有限公司、New Designed by Tokyo Ltd.、株式会社ブギウギエンタテインメント、T Aプラットフォームソフトウェア共同事業体及び株式会社ローソンファーム千葉等は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

羅森（中国）投資有限公司、上海羅森便利有限公司、上海樂松商貿有限公司、上海恭匯貿易有限公司、浙江羅森便利店有限公司、重慶羅森便利店有限公司、大連羅森便利店有限公司、羅森（北京）有限公司、北京羅松商貿有限公司、成都羅森便利店管理有限公司、Saha Lawson Co., Ltd.、Lawson Philippines, Inc.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたってはこれらの決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

株式会社ローソン銀行の決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

その他の連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

・ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②棚卸資産

・ 商品

主に売価還元法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げによる方法により算定）及び総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げによる方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物は11年～34年、工具、器具及び備品は5年～8年であります。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づき、また商標権については、主として20年の定額法により、償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④使用権資産

IFRS第16号「リース」を適用している在外連結子会社における使用権資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③役員退職慰労引当金

社の執行役員及び一部の連結子会社の役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、主に各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主に各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

①収益の認識方法

当社グループでは、顧客との契約について、以下のステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

取引の対価は履行義務を充足してから主に1か月以内に受領しているため、実務上の便法を使用し、重要な金融要素の調整は行っておりません。

②当社グループの主な事業における収益の認識

当社グループは、国内コンビニエンスストア事業、成城石井事業、エンタテインメント関連事業、金融関連事業及び海外事業を主な事業内容としております。

- ・国内コンビニエンスストア事業、成城石井事業及び海外事業のうち、フランチャイズ（FC）加盟店に対する収益

当社グループは国内コンビニエンスストア事業、成城石井事業及び海外事業のFC加盟店に対して、開店準備作業、運営ノウハウや商標等のライセンスの供与、研修や会計事務代行等の役務提供、販売用什器、看板及び情報システム等の貸与といった契約上の義務を負っておりますが、これらの活動は相互に密接に関連しており、分離して別個のサービスとして履行することができないことから、リース取引を除き、単一の履行義務であると判断しております。この履行義務は時の経過及びサービスの提供に従って充足されると考えられますが、ロイヤリティ収入は取引価格が店舗の営業総利益ベースの変動ロイヤリティであるため、契約期間にわたり、当該営業総利益が発生するにつれて収益を認識しております。

- ・国内コンビニエンスストア事業、成城石井事業及び海外事業の直営店、エンタテインメント関連事業及び金融関連事業の収益

当社グループでは、国内コンビニエンスストア事業、成城石井事業及び海外事業の直営店舗で一般消費財を、エンタテインメント関連事業で音楽・映像ソフトやコンサートチケットの販売をしております。これら物品の販売による収益は、商品を顧客に引き渡した時点で支配が移転したものと判断し、収益を認識しております。

また、エンタテインメント関連事業では、複合型映画館の運営を行っており、映画の提供を行った時点で支配が移転したものと判断し、収益を認識しております。

金融関連事業では、ATMを通じて提携金融機関のキャッシュ・カードによる取引やFC加盟店オーナーに対する売上入金サービス等を提供しており、取引を行った時点で支配が移転したものと判断し、収益を認識しております。

当社グループは、履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行い、自らの約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務である場合には、本人として収益を対価の総額で、他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として収益を手数料又は報酬の額若しくは対価の純額で連結損益計算書に表示しております。本人と判断する指標としては、以下の3点を考慮しております。

- ・当社グループが、特定された財またはサービスを提供する約束の履行に対する主たる責任を有している。
- ・特定された財又はサービスが顧客に移転される前、又は顧客への支配の移転の後に、当社グループが在庫リスクを有している。
- ・特定された財又はサービスの価格の設定において、当社グループに裁量権がある。

収益は、取引価格から、値引き、割戻し及びリベート等の顧客に支払われる対価を控除した金額で測定しております。顧客に対して追加的な財又はサービスを取得するオプションを付与し、重要な権利を提供している場合には、これを別個の履行義務として取引価格を配分し、その将来の財又はサービスの移転時又はオプションの消滅時に収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

発生原因に応じて20年以内で均等償却しております。

(8) 連結納税制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

(9) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これによる主な変更点は、以下の通りであります。

(1)子会社の販売取引に係る収益認識

国内コンビニエンスストア事業に属する当社の子会社である株式会社S C Iの商品販売取引について、従来、純額で収益を計上しておりましたが、顧客への販売取引における役割(本人又は代理人)を判断した結果、総額で収益と原価を計上する方法に変更しております。

(2)顧客に支払われる対価に係る収益認識

従来、販売手数料、広告宣伝費等の販売費及び一般管理費として計上しておりました販売促進費用等の支払について、顧客に支払われる対価に該当する取引については収益から控除する方法に変更しております。

(3)顧客から收受するITシステムに係る収益認識

顧客から收受するITシステム利用料やデータ提供料等について、従来、販売費及び一般管理費から控除しておりましたが、顧客との契約に基づく取引については収益として計上する方法に変更しております。

(4)子会社が運営するポイントプログラムに係る収益認識

エンタテインメント関連事業に属する当社の子会社であるユナイテッド・シネマ株式会社が発行する自社ポイントプログラムについて、従来、顧客へのサービス提供時に総額を収益として計上しておりましたが、そのうちサービス提供時に付与したポイントは追加のサービスを将来購入できるオプションとして、別個の履行義務として認識する方法に変更しております。その結果、ポイントに対して配分された取引価格は、ポイント付与時点で契約負債として認識し、ポイントと交換されるサービス提供時に収益を計上する方法に変更しております。取引価格は独立販売価格の比率に基づき配分しております。また、本ポイントプログラムの会費収入について、従来、会費受領時に一括して収益計上しておりましたが、経過期間に応じて収益計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、従前の会計方針と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、売掛金は29,568百万円増加し、未収入金は同額減少し、買掛金は32,123百万円増加し、未払金は同額減少しております。当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高及び営業収入は232,971百万円増加し、売上原価は264,400百万円増加し、販売費及び一般管理費は31,441百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ12百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は723百万円減少しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

(表示方法の変更に関する注記)

流動資産の「売掛金」(前連結会計年度4,990百万円)は、従来、連結貸借対照表上、「その他」に含めて表示しておりましたが、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より、「売掛金」(当連結会計年度35,708百万円)として表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	6,977百万円
無形固定資産	1,375 〃
その他	9 〃

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社および連結子会社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。減損の兆候がある資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローを算定し、これが帳簿価額に満たなかった場合に、回収可能価額を正味売却価額または使用価値により測定し、帳簿価額を減額することにより、当該減少額を特別損失に計上しております。正味売却価額は、土地については、売却予定価額又は不動産鑑定による不動産鑑定評価基準を元に算定した金額によっております。また使用価値は将来キャッシュ・フローを、主として2.9%で割引いて算定しております。

②主要な仮定

店舗固定資産の減損損失計上に係る割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、個店別の収益予測を前提としております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響額

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において追加の減損損失(特別損失)が発生する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 439,578百万円
2. 土地の再評価
当社は「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。この評価差額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づき合理的な調整を行った価額及び同条第5号に定める鑑定評価に基づいて算出しております。
再評価を行った年月日 2002年2月28日
再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 4百万円
3. 保証債務
下記の関係会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。
Lawson USA Hawaii, Inc. 84百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益

営業総収入については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の額は連結注記表「収益認識に関する注記 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2. 減損損失

当社及び連結子会社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。

当社グループは、収益性が著しく低下した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。

用途	場所	種類	減損損失（百万円）
店舗	東京都	建物・工具、器具及び備品等	1,112
	大阪府	〃	419
	その他	〃	5,451
その他	—	ソフトウェア	87
	—	のれん	1,288
	—	その他	2
合計	—	—	8,362

※減損損失の種類別内訳

建物及び構築物	4,112	百万円
工具、器具及び備品	301	〃
リース資産	2,563	〃
ソフトウェア	87	〃
のれん	1,288	〃
その他	9	〃

なお、資産グループの回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額は、土地については、売却予定価額または不動産鑑定による不動産鑑定評価基準を基に算定した金額によっております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを主として2.9%で割引いて算定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類と総数

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度増加 株式数 (千株)	当連結会計年度減少 株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	100,300	－	－	100,300
自己株式				
普通株式	228	0	5	222

- (注) 1. 普通株式のうち、自己株式の増加0千株は、単元未満株式の買取による増加であります。
 2. 普通株式のうち、自己株式の減少5千株は、ストック・オプションの権利行使による減少5千株、単元未満株式の買増請求による減少0千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2022年5月25日 定時株主総会	普通株式	7,505	75.00	2022年2月28日	2022年5月26日
2022年10月6日 取締役会	普通株式	7,505	75.00	2022年8月31日	2022年11月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2023年5月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	7,505	75.00	2023年2月28日	2023年5月25日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数
80,800株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等で運用し、また、資金調達については資金計画に照らして必要な資金を金融機関等からの借入及びリースにより調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、加盟店貸勘定、リース債権、未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的取引先企業の財務状況を把握しております。

長期貸付金（主に店舗の新規出店時に家主に差し入れる建設協力金）並びに差入保証金は、借主及び家主の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、担当部門において債権を日常的に管理し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金、未払金及び収納代行で発生する預り金は、そのほとんどが1か月以内の支払期日であり、チケット販売取引で発生する預り金は、そのほとんどが6か月以内の支払期日であります。

短期借入金及びコールマネーは、主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還期日は1年以内であります。これらは、一定の環境下で必要な資金を調達できない場合など、流動性リスクに晒されております。

銀行業における預金は、銀行業を営む国内連結子会社の顧客からの預金であり、金利の変動リスクに晒されております。

長期借入金は、主に銀行業の運営及びM&Aに必要な資金の調達を目的としたものであり、償還期日は5年以内であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は連結決算日後最長で15年後であります。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）については、適時に資金計画を作成・更新し、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)リース債権	13,712	12,175	△ 1,537
(2)有価証券及び投資有価証券 其他有価証券(※2)	3,498	3,498	－
(3)長期貸付金 貸倒引当金(※3.5)	44,113 △ 73		
	44,040	44,020	△ 20
(4)差入保証金 貸倒引当金(※3)	98,384 △ 408		
	97,975	93,091	△ 4,884
資産計	159,227	152,785	△ 6,441
(1)銀行業における預金	102,020	102,020	－
(2)長期借入金(※4)	160,000	160,000	0
(3)リース債務(※4.5)	173,165	165,696	△ 7,469
負債計	435,186	427,717	△ 7,469

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、加盟店貸勘定、未収入金、買掛金、短期借入金、未払金、預り金及びコールマネーは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(2)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	195
関係会社株式	13,744
その他	2,336

(※3) 長期貸付金及び差入保証金に対して計上した貸倒引当金を控除しております。

(※4) 長期借入金及びリース債務には1年以内の期限到来分を含めて記載しております。

(※5) 長期貸付金及びリース債務は、相殺の要件を満たすことから、長期貸付金とリース債務を相殺し、連結貸借対照表上に純額で表示しております。相殺している金額は、7,393百万円となります。

(※6) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は2,288百万円であります。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	483	—	—	483
国債	3,014	—	—	3,014
資産計	3,498	—	—	3,498

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債権	—	12,175	—	12,175
長期貸付金	—	44,020	—	44,020
差入保証金	—	93,091	—	93,091
資産計	—	149,287	—	149,287
銀行業における預金	—	102,020	—	102,020
長期借入金	—	160,000	—	160,000
リース債務	—	165,696	—	165,696
負債計	—	427,717	—	427,717

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び国債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

リース債権

リース債権の時価については、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の貸付において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

回収に係る将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

銀行業における預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金は、殆どの約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定分を含む）

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務（1年内返済予定分を含む）

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の契約において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	報告セグメント					その他	調整額	合計
	国内コンビニエンスストア事業	成城石井事業	エンタテインメント関連事業	金融関連事業	海外事業			
営業総収入								
顧客との契約から生じる収益								
加盟店からの収入	250,272	860	—	—	431	—	—	251,564
直営店売上	77,237	108,641	58,016	—	64,234	—	—	308,129
その他	337,313	33	12,052	31,751	26,958	12	—	408,121
その他の収益	20,291	6	—	—	508	—	—	20,806
外部顧客への営業総収入	685,114	109,541	70,069	31,751	92,132	12	—	988,621
セグメント間の内部営業総収入または振替高	6,248	—	2,098	2,735	—	808	△11,889	—
計	691,363	109,541	72,167	34,486	92,132	820	△11,889	988,621

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、コンサルティング事業を含んでおります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4.会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

区分	当連結会計年度 (百万円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	120,184
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	132,121
契約負債 (期首残高)	2,082
契約負債 (期末残高)	3,986

連結貸借対照表において、契約負債は「その他 (流動負債)」に含まれております。当連結会計年度に認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは1,802百万円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はないため、実務上の便法を適用し、当初の予想残存期間が1年以内の残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額
2. 1株当たり当期純利益

2,810円33銭
246円70銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
					別途積立金	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	58,506	47,696	64	47,761	727	50,000	75,387	126,114	△973	231,409
会計方針の変更による累積的影響額							△211	△211		△211
会計方針の変更を反映した当期首残高	58,506	47,696	64	47,761	727	50,000	75,176	125,903	△973	231,198
当 期 変 動 額										
剰余金の配当							△15,011	△15,011		△15,011
当期純利益							22,595	22,595		22,595
自己株式の取得									△0	△0
自己株式の処分			0	0					0	0
新株予約権の行使 (自己株式の交付)			△0	△0					24	24
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△0	△0	-	-	7,584	7,584	24	7,608
当 期 末 残 高	58,506	47,696	64	47,760	727	50,000	82,760	133,488	△948	238,806

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	1,585	△69	1,516	368	233,294
会計方針の変更による累積的影響額					△211
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,585	△69	1,516	368	233,083
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△15,011
当期純利益					22,595
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					0
新株予約権の行使 (自己株式の交付)					24
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△578		△578	△40	△618
当 期 変 動 額 合 計	△578	-	△578	△40	6,990
当 期 末 残 高	1,007	△69	938	328	240,073

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

商品

主に売価還元法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げによる方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物は10年～34年、工具、器具及び備品は5年～8年であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

・従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌事業年度から費用処理しております。

・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(4) 役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 収益の認識方法

当社では、顧客との契約について、以下のステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

取引の対価は履行義務を充足してから主に1か月以内に受領しているため、実務上の便法を使用し、重要な金融要素の調整は行っていません。

(2) 当社の主な事業における収益の認識

当社は、国内コンビニエンスストア事業を主な事業内容としております。

・国内コンビニエンスストア事業のうち、フランチャイズ（FC）加盟店に対する収益

当社は、国内コンビニエンスストア事業のFC加盟店に対して、開店準備作業、運営ノウハウや商標等のライセンスの供与、研修や会計事務代行等の役務提供、販売用什器、看板及び情報システム等の貸与といった契約上の義務を負っておりますが、これらの活動は相互に密接に関連しており、分離して別個のサービスとして履行することができないことから、リース取引を除き、単一の履行義務であると判断しております。この履行義務は時の経過及びサービスの提供に従って充足されると考えられますが、ロイヤリティ収入は取引価格が店舗の営業総利益ベースの変動ロイヤリティであるため、契約期間にわたり、当該営業総利益が発生するにつれて収益を認識しております。

・国内コンビニエンスストア事業の直営店の収益

当社は、国内コンビニエンスストア事業で一般消費財を販売しております。これら物品の販売による収益は、商品を顧客に引き渡した時点で支配が移転したものと判断し、収益を認識しております。

当社は、履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行い、自らの約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務である場合には、本人として収益を対価の総額で、他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として収益を手数料又は報酬の額若しくは対価の純額で損益計算書に表示しております。本人と判断する指標としては、以下の3点を考慮しております。

・当社が、特定された財又はサービスを提供する約束の履行に対する主たる責任を有している。

・特定された財又はサービスが顧客に移転される前、又は顧客への支配の移転の後に、当社が在庫リスクを有している。

・特定された財又はサービスの価格の設定において、当社に裁量権がある。

収益は、取引価格から、値引き、割戻し及びリベート等の顧客に支払われる対価を控除した金額で測定しております。顧客に対して追加的な財又はサービスを取得するオプションを付与し、重要な権利を提供している場合には、これを別個の履行義務として取引価格を配分し、その将来の財又はサービスの移転時又はオプションの消滅時に収益を認識しております。

5. 連結納税制度の適用

当社は、連結納税制度を適用しております。

6. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる主な変更点は、以下のとおりであります。

(1)顧客に支払われる対価に係る収益認識

従来、販売手数料、広告宣伝費等の販売費及び一般管理費として計上してまいりました販売促進費用等の支払について、顧客に支払われる対価に該当する取引については収益から控除する方法に変更しております。

(2)顧客から収受するITシステムに係る収益認識

顧客から収受するITシステム利用料やデータ提供料等について、従来、販売費及び一般管理費から控除してまいりましたが、顧客との契約に基づく取引については収益として計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、従前の会計方針と比べて、当事業年度の売上高及び営業収入は16,671百万円減少し、売上原価は387百万円減少し、販売費及び一般管理費は16,352百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ69百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は211百万円減少しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	6,759百万円
無形固定資産	1,288 〃
その他	7 〃

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算定方法は、連結計算書類「連結注記表(会計上の見積りに関する注記)」の内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	351,063百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	28,152百万円
長期金銭債権	47 〃
短期金銭債務	6,582 〃
長期金銭債務	214 〃

3. 土地の再評価

当社は「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。この評価差額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づき合理的な調整を行った価額及び同条第5号に定める鑑定評価に基づいて算出しております。

再評価を行った年月日 2002年2月28日
再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 4百万円

4. 保証債務

下記の関係会社の金融機関からの借入債務及び未払金等に対し、保証を行っております。

株式会社ローソン銀行	95,000百万円
上海羅森便利有限公司	1,958 〃
株式会社S C I	601 〃
株式会社ローソンエンタテインメント	494 〃
Lawson Philippines, Inc.	209 〃
Lawson USA Hawaii, Inc.	84 〃

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収入	36,830百万円
商品仕入	151 〃
販売費及び一般管理費	44,833 〃
営業取引以外の取引高	7,183 〃

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の数 222,962株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

未払事業税等	674	百万円
賞与引当金	1,007	〃
関係会社株式等評価損	9,081	〃
減価償却超過額	9,043	〃
ソフトウェア償却超過額	209	〃
退職給付引当金	6,319	〃
貸倒引当金	252	〃
減損損失	13,505	〃
その他	2,315	〃
繰延税金資産小計	42,410	百万円
評価性引当額	△10,077	〃
繰延税金資産合計	32,333	百万円
繰延税金資産の純額	32,333	百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

親会社

属性	会社等の名称	事業の内容又は職	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
				事業上の関係	役員兼務				
親会社	三菱商事(株)	総合商社	被所有 直接 50.2%	業務提携 契約上の 取引	なし	債務被保証 保証料の支払	11,900 0	- -	- -

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 三菱商事フィナンシャルサービス(株)からの借入に対して債務保証を受けております。
なお、保証料率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	事業の内容又は職	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
				事業上の関係	役員兼務				
子会社	(株) S C I	国内コンビニ エンスストア 事業	所有 直接 100.0%	SCM 業務	あり	資金の返済 資金の借入 借入利息	35,800 38,300 0	短期借入金 未払利息	12,000 0
	(株) ローソン エンタテイン メント	エンタテインメント 関連事業	所有 直接 100.0%	チケット、 音楽・映像 ソフト 等の販売	あり	資金の返済 資金の借入 借入利息	5,000 31,500 2	短期借入金 未払利息	40,000 2
	(株) ローソン 銀行	金融 関連事業	所有 直接 95.0%	銀行業	あり	債務保証 保証料の受取	95,000 9	- 未収入金	- 2

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 当社は一部の子会社に対して資金集中管理を行っており、当社と子会社の間で貸付・借入を行っております。
- 貸付金及び借入金の金利は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (株)ローソン銀行の金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。
なお、保証料率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

兄弟会社等

属性	会社等の名称	事業の内容又は職	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
				事業上の関係	役員兼務				
親会社の子会社	三菱食品(株)	加工食品等の販売	—	商品仕入先	なし	直営店仕入(加盟店仕入) 運送費 運送費受入	8,881 (718,717) 55,811 58,741	買掛金 未払金 未収入金	59,983 4,758 4,751
	三菱商事フィナンシャルサービス(株)	業務受託会社	—	資金借入先	なし	資金の返済 資金の借入 借入利息	65,922 55,760 0	短期借入金 未払利息	11,900 0
	㈱ケー・シー・エス	加工食品等の販売	—	商品仕入先	なし	直営店仕入(加盟店仕入)	1,818 (88,604)	買掛金	7,368

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 商品仕入につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。
なお、()内の加盟店仕入につきましては、当社が決済代行を行っており、当社との直接取引ではありません。
- 借入金の金利は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(収益認識に関する注記)

- 収益を理解するための基礎となる情報
計算書類「個別注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記)4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 2,395円60銭
- 1株当たり当期純利益 225円78銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

記載金額及び株式数は表示単位未満を切捨て、比率については四捨五入して表示しております。